

平成 3 0 年

建設委員会会議録

と き 平成30年7月2日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会建設委員会

日 時 平成30年 7月 2日 (月) 午前10時00分～午後 2時41分
場 所 品川区議会 議会棟 6階 第1委員会室

出席委員 委員長 たけうち 忍 君 副委員長 松永 よしひろ 君
委員 大沢 真一 君 委員 横山 由香理 君
委員 あくつ 広王 君 委員 安藤 たい作 君
委員 筒井 ようすけ 君 委員 西本 貴子 君

出席説明員 中村都市環境部長 鈴木都市計画課長
森住宅課長 高梨木密整備推進課長
稲田都市開発課長 東野まちづくり立体化担当課長
長尾建築課長 小林環境課長
工藤品川区清掃事務所長 藤田防災まちづくり部長
曾田災害対策担当部長 今井土木管理課長
兼危機管理担当部長
古郡交通安全担当課長 多並道路課長
兼用地担当課長
溝口公園課長 持田河川下水道課長
古巻防災課長 富澤災害対策担当課長

○午前10時00分開会

○たけうち委員長

ただいまから、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他を予定しております。

なお、総務委員会での契約議案の審査のため、道路課長、公園課長および防災課長は途中一時離席する予定ですので、あらかじめご了承ください。

本日も、効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日は、13名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

あわせて、本日、写真撮影の許可申請がございましたので、議題に入る前に、許可するかしないかを判断するため、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。前例としては、議題に入る前だけ撮影を許可したということがありました。

それでは、ご意見を承ります。

○大沢委員

自民党・子ども未来は、前例にのっとりまして、冒頭撮影のみということをお願いしたいと思います。

○あくつ委員

前例のとおり、頭撮りということで、お願いしたいと思います。

○安藤委員

自席からであれば、審議中でも特に支障ないと思いますので、審議中でも撮影を許可して構わないと思います。

○松永副委員長

私たちの会派も、前例どおり、冒頭のみ撮影をお願いしたいと思います。

○西本委員

前例どおりでお願いいたします。

○筒井委員

前例に従い、お願いします。

○たけうち委員長

わかりました。

ただいまご意見をお伺いしたところ、ほとんどの方が前例どおり議題に入る前のみの撮影をお認めさせていただくということでお願いしたいと思いますので、そのように決定いたしますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○たけうち委員長

それでは、写真撮影の方、議題に入る前にお願いいたします。

1 議案審査

(1)第55号議案 品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

○たけうち委員長

それでは、初めに予定表1の議案審査を行います。

まず、(1)第55号議案、品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○長尾建築課長

私からは、第55号議案、品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

配付資料の1枚目をご覧ください。1、改正理由ですが、本年3月7日に都市計画決定された「戸越・豊町地区地区計画」に定める建築制限を、建築確認申請時の審査対象となるよう本条例に位置づけ、建築制限の実現性を担保するためです。

2、地区の位置および改正内容については、次のページ、資料右上に資料1と書かれたA3サイズの資料で説明いたします。地区の位置は、資料左上の地図をご覧ください。点線で枠囲みされている範囲で、北側は戸越銀座通り、南側は四間通り、西側は第二京浜国道で囲まれたエリア約54.3haとなっております。本地区計画では、地図の右側にある凡例、地区の区分のとおり、A地区からD地区の4つに区分されています。

次に、改正の内容です。資料右側に、今回条例化する3つの建築制限の説明がございますので、資料左上の地図とあわせてご覧ください。

1つ目は、敷地面積の最低限度です。これは、敷地の細分化を一定程度抑制するための制限となっております。A地区、B地区、C地区では、敷地面積を60㎡以上にするとなっております。ただし、現に建築物の敷地として使用されている60㎡未満の土地を全て使って建て替える場合などの緩和要件もございます。そして、D地区では、敷地面積を250㎡以上にするとなっております。

2つ目は、垣又はさくの構造の制限です。これは、道路沿いのブロック塀等を制限する内容となっております。ただし、生け垣や透視可能なフェンスなどは設置可能としております。こちらは、A地区からD地区まで共通の建築制限となっております。

3つ目は、壁面位置の制限です。これは、A地区とD地区のみで設定されています。まず、A地区では、地区防災道路6号として幅6mに拡幅する計画としている大原通り沿いで、道路中心線から3m以上、建築物の外壁やひさし、ベランダなどを後退させる内容となっております。

次に、D地区では、資料右下の図のとおり、街区周辺の道路境界線、隣地境界線から4m以上、建築物の外壁等を後退させる内容となっております。

それでは、資料1枚目のA4資料にお戻りください。3、新旧対照表として、資料2を添付しております。

4、施行期日は、公布の日からとしております。

○たけうち委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

資料の中にありますD地区には、いわゆる19番地の超高層再開発が計画中的なわけですが、今回はまちづくりの実現性をより確実に担保するためと説明資料にありますが、地区防災道路等の規定と、壁面後退のルールが今回の条例化の中身になっているわけですが、超高層ビルを建築する高さの規定や容積率などの規定については、どういうふうに条例化されるものなのか、伺いたいというのが1点です。

それと、もう一つ、29号線の予定の線が引かれていますけれども、その沿道のオレンジの部分なのですが、B地区部分になっているのですが、この幅、30mだと思えるのですが、何mなのか伺います。

それと、あと、D地区の上の部分だけ、この幅が太くなっていると思うのですが、その理由を伺いたいと思います。

○長尾建築課長

今回条例化する内容につきましては、地区計画の中で定めた建築制限の全てを条例化するものではないかと、ここに挙げております3つの制限事項についてのみ条例の中に位置づけるという内容となっております。

あと、B地区の部分についてですが、計画道路の幅員の部分、こちらの幅につきましては、計画線から30mの範囲内で、地区計画図書の中に位置づけているものと同じ内容となっております。

あと、最後のご質問ですが、戸越公園駅の北側付近につきまして、B地区の範囲が広がっている部分につきましては、もともとの用途地域が近隣商業地域となっております、こちらの範囲と一致させることで、整合をとっているものとなっております。

○安藤委員

1点目のほうですけれども、全てを条例化するものではないということですが、今後、先ほど言ったような高さですとか、容積率の規定については、条例化の予定、見通しというのはどうなのかというのを伺います。

それと、資料右下の図面なのですが、これはD地区です。隣地の境界から4m以上壁面を後退して建築するとありますけれども、まだつくられていない29号線道路の線のところから4m離れているのです。この地区計画案というのは、29号線の整備を前提としているということなのでしょうか。伺いたいと思います。それが2点目。

あと、3点目は、壁面位置の制限のところの左側のところです。大原通りの一部、6m道路にするということですが、中心から3mの壁面後退を義務づけるということになりますが、後退により十分な敷地面積を確保できずに住宅が建てられなくなるようなお宅というのは、どれぐらいあると把握しているのか、伺いたいと思います。また、そうしたお宅に対する支援策というのは何かあるのか、伺いたいと思います。

○長尾建築課長

一番最初のご質問についてですけれども、地区計画の中で位置づけている建物の高さの制限であるとか、容積率にかかわる制限については、条例化する予定はございません。

○東野まちづくり立体化担当課長

2点目の、19番地のところの29号線から4mの壁面後退についてでございます。こちら、29号線を整備することを前提とした計画となっております。29号線と重複する部分につきましては、再開発の中で整備していく。そこについては、公共施設管理者負担金という形での整備を考えてございます。

○高梨木密整備推進課長

大原通り拡幅により再建不可となる土地なのですが、既に大原通り、5m台の後半、現況幅員がございまして、今回の拡幅で敷地面積が削られて建て替えが不可能になるお宅というものは生じないというふうに所管としては考えております。

ただし、これを機にどこかに移り住みたい、賃貸住宅に入りたいという方のために、従前居住者用住宅ということで、区は事業協力者のための賃貸住宅として準備をしているところでございます。

○安藤委員

わかりました。

条例化のところですが、例えば、再開発を進めていくということになりますと、超高層のビルをつくるということになりますと、そういう容積率とかを変えらると思うのです。それは別に条例で決めるというものではないということなのですか。わかりづらいなと思って、わかるようにもう一回説明していただきたいというのが1つです。

それと、全く話は変わるのですけれども、右上のほうにある生け垣等の規定ですが、ご存じのように、最大震度6弱を観測した大阪北部地震では、小学生がブロック塀倒壊で亡くなってしまうという事故がありました。改めてこの問題というのが、地域の安全性に直結する問題だということが浮き彫りになったと思うのですが、今回、この地域では地区計画に定めるということですが、ルールを定めるということだと思うのですが、区全体で、生け垣にしていくというときに、助成制度があったかと思うのですが、その現状について改めてこの場でお伺いしたいと思っております。

○長尾建築課長

容積率や高さの制限に関して条例化する必要性の有無についてですけれども、今回の5丁目19番街区に関しましては、再開発の事業の中で、また、地区計画の中で制限がかかっております。今回、条例化するものにつきましては3つの制限ということで、容積率や高さの制限に関しましては条例化する必要性がないということで、今回は3つ制限をかけるというものになっております。

○溝口公園課長

私からは、生け垣助成の関係についてお答えさせていただきます。まず、生け垣助成ですけれども、ブロック塀を撤去して、生け垣にかえる際の防災緑化助成についてでございます。平成29年度の実績といたしましては、4件となっております、延長としては23.5mやっております。長年続けている事業ですので、引き続き防災性の向上と緑化促進に向けて取り組んでいきたいと考えているものでございます。

○安藤委員

すみません、もう少し事前に研究しておけばよかったのですが、条例化する必要性がないというところなのですけれども、とはいっても、現在の容積率が変更されたり、高さ制限、最高限度をつけたり、そういう変更があるわけですね。それが今回の条例ではやらないにしても、どういうところで担保されるものなのかというのがわからないので、もう少しわかりやすく教えていただけると幸いです。

○鈴木都市計画課長

都市計画法に基づく再開発事業等については、高さですとか、あるいは容積率等々については、その都市計画の中で、手続の中で別個定めていくというものでございまして、今回の中身につきましては、このエリアの中の、今、建築課長が説明した3つについて制限として定めるものでございまして、再開発についてはまた別の都市計画で手続を踏んで進めていくというものでございます。

○たけうち委員長

よろしいですか。

ほかにご質疑ございますか。

○西本委員

幾つか質問させていただきます。まず、A、B、C、Dの区分けの理由、何か決まりがあって、この区分けがあるのでしょうかということ、それと、D地区が特別小さいエリアであるのですけれども、それと、A地区は、補助29号線から飛び出たところにあるのですよね。その理由も教えていただきたいと思います。

それから、敷地面積60㎡以下ということで、現状として、建て替えをしようという形、今、一つの敷地を細分化して建物が建てられるという傾向があるものですから、これは非常にありがたいことではあるのですが、実際、今、こういう状況でかかわってしまう、関係してしまう建物があるのかどうかということ、それと、次に、同様に制限がかかっている地域があるのか。また、今後の計画はあるのでしょうかということ、そして、これはいつから制限がかかるようになるのでしょうか。また、周知徹底はどのようにされるのかを教えてください。

○高梨木密整備推進課長

地区計画の内容に係るご質問ですので、所管である木密整備推進課からお答えをさせていただきます。

まず、4地区の色分けの理由なのですが、これはまちづくり検討会等で話し合いを行う中で、どういった地域で分けるかという話し合いの後に生まれたものでございます。説明といたしましては、まず、A地区は、広域避難場所である戸越公園周辺ということで、戸越公園と文庫の森から一定距離の部分をまず1つの地域区分として、この紫色の地区が定められているものでございます。

それと、地区内にある幹線道路、東西の補助26号線、それと、南北方向では、第二京浜国道および補助29号線が現在事業中でございますので、その沿道を延焼遮断効果等を含めて、別途、方針を定めようということで、B地区がそれぞれの道路に沿って30mということで、地域を定めたものでございます。

C地区については、A地区、B地区に属さない地域ということで、ただ、このまちづくりの中ではしっかり防災性を高めていこうということで、C地区として色づけをし、方針を定めているものでございます。

D地区につきましては、現在、戸越公園駅の周辺で進められているまちづくりの現状を踏まえて、大きなまちづくりの動きがあることから、別途地区を定めたということで、全4地区の色分けがされているという状況でございます。

次に、60㎡以下の制限を定めた際の影響ということなのですが、まず、この制限を定める際に、まちづくり協議会の中でいろいろとデータ、アンケートをもとに話し合いをして定めたわけなのですが、やはり最低限度を定める上で、しっかりと密集解消に対して効果がある数字でなければいけないという一方で、あまり厳し過ぎる要件となって、各戸建ての更新が図れないという状況になるのも望ましくないということで、さまざまなデータを見て、60㎡に定めたところでございます。

おおむね新築の一戸建てで制限がない状態で、60㎡以下で建て替わるものが40㎡から60㎡にかけて55%ほどございましたので、60㎡のラインが一番密集の解消に対して効果があろうということで、効果のある下限ということで60㎡に設定をしたものでございます。

この都市計画につきましては、今回、条例の制定ということで、建築課のほうからご説明をさせていただいておりますが、都市計画といたしましては、冒頭ご説明させていただいたとおり、本年の3月7日に都市計画の決定告示をもって、効力を発揮しているところでございます。

○たけうち委員長

ほかの地域でやっているところがあるかということと……。

○高梨木密整備推進課長

失礼いたしました。ほかの地域でもやっている地域がございます。小山台一丁目地区計画であったりとか、戸越一丁目地区計画、あと、豊町・二葉・西大井の地区計画でも最低敷地面積60㎡の設定をしております。

○たけうち委員長

今後の予定。

○高梨木密整備推進課長

申しわけございません。最低敷地面積の設定の今後の予定といたしまして、特に区として全体にかけていくというような予定はございません。それぞれの地域において、地域の皆さんで話し合う中で、必要か不必要かというところをしっかりと議論して、まず定めるか定めないか、面積をどうするかというところも決定していくものと考えておりますので、どここの地区に必ず入れていくということを区として決定するものではございませんが、敷地の細分化、密集化、木密の再生産という傾向のあるところに対しては効果のある制限であるということで、所管としては考えているところでございます。

○西本委員

ありがとうございました。

この60㎡というところなのですが、密集市街地の解消という効果があるということでの設定ということなのですが、おそらくは不動産業者の方々等の話し合いも何かされているのだと思うのです。これは民地なものですから、なかなかそこを合意がとれるのかというところは、どうなのだろうかと。皆さん納得されてのことなのだろうかとということが1点と、それから、地域の実情に合わせてやっていくということなのですが、ただ、密集市街地というところが、品川区全域がそういう形になっているところが多いものですから、品川区の方針として制限をかけていきたいというのは、地域の方々に理解をいただくことは当然にしても、品川区の考え方としては、今後こういう形でやっていくということは前面に出していいのではないかと思うのですが、いかがですか。

○高梨木密整備推進課長

委員おっしゃるとおり、不動産に関する制限をかける規定になりますので、しっかりとまずは地域の中の皆様と話し合っ、不動産業者の方も含めて合意をもって進めるべきと考えておりますが、やはり中には、困るといったような声も聞かれます。そういった中で、最終的にはその地域の中でのまちづくり協議会の中で結論を出していくという方向で、この地区についても進めているところです。

今現在、地区計画に向けて話し合う中でも、この制限はやめようというようなところで話を進めているところも、具体的にはあります。それはいろいろとまちづくりが進む中で今後変わっていくのか、そのままいくのかというところがありますけれども。

区としての方針というところなのですが、区として、木密地域全域にかけていくかどうかというところは、先ほども申しましたとおり、しっかりその地域にお住まいの方々の中で議論して決めるべきだと思います。しかし、区としては、ほかの地域でかけているこういう制限についてはこういう効果があるよというようなところは、いいものはしっかりとほかの地区でもご紹介をして、参考となるように進めていければと考えているところです。

○西本委員

区の態度なのですが、確かにありがたいお話で、地域の方々の意向に即した形でということは当然だし、民意の中でまちづくりをしていくということは、当然、これからも大切にしていきたいとこ

ろではあるのです。ただ、密集市街地という形で非常に問題がある箇所がいっぱいあって、品川区全体では、やはりそれを解消していきましょうという思いは強いと思うのです。ならば、品川区の方針は、こういう方針なのだと思います。あまり強制になってはいけませんけれども、ほかの地域の実績を踏まえながら、説明をしていただいて、ご理解をしていただきながら、やはり地域に委ねるというよりも、一歩踏み込んで、こちらサイドで、品川区の安全を担保するためにはお願いしたいということの意思はどんどん伝えていいのではないかと思います。伝え方によって、強制的に進められているような印象に捉えられてしまうと困りますけれども、ただ、安全性を考えたときに、将来にわたってということを考えてときには、前向きに皆さん考えていただけたらと思うのです。

心配するのは、どんどん細分化された建物ができてしまうということです。一旦建ってしまうと、20年、30年、40年までもつかどうか分かりませんが、そういう形でなかなか建て替わらないし、そこに居住されますので、ご理解をいただくというのは難しいところになると思うのです。なので、長期にわたっての区としての態度というものは明確にしていってほしいのではないかと思います。が、それに対してのお考えをいただければと思います。

○高梨木密整備推進課長

区としても一歩踏み込んでということなのですが、区の方針としまして、広範に広がる密集市街地の解消というところは、重要な行政課題であると感じております。

ただ、細かいところまで、最低敷地面積をどうするのか、何㎡にするのかといったところを統一ルールを定めていくというよりは、いろいろな手法がある中で、大きく密集市街地はどんどん改善しなければいけない。ただ、いろいろなメニューがありますよ、この地域になじむメニューというのは何なのでしょうかと、このところを皆さんと一緒に考えていくところを非常に大切にしていきたいと考えているところです。一方で、委員ご指摘のとおり、行政が先頭となって打ち出して進めていくようなものもあろうかと思います。例えば、地域の課題は狭い道路ばかりなので、そこをしっかりと拡張してこうというようなところで、どういった道路の線が書けるのか。なかなか専門的な知識がないと道路のネットワーク等を考えて線が引けないであるとか、防災広場をどういったつくりにしたらいいかというようなところを、しっかりと区としてもサポートしていくというようなところは、区として前面に出て、皆さんを支援していきたいと考えております。ですので、各課題に沿ったやり方というところを、地域の現状に合わせて進めていきたいと考えております。

○西本委員

要望も含めてですが、まちづくりを進めていく中で、結構簡単に道路の線を引っ張るのですよね。そうやってしまうと、この中にも、その区域が出てきているわけですが、拡張してくださいといっても、なかなか難しいです。地区防災道路という形に指定していれば、建築制限がいろいろかかっている、それを承諾して建築をしているという形の流れがあるわけですよね。ただ、それは、ある程度理解した上で、そこに建築をしていただいているというケースが多いと思うのです。ただ、新しくこれからの密集市街地を考えたときに、道が狭いから広くしましょうと言われても、なかなかそれを認識するためには、50年、100年かかってしまいます。そうなったときに、60㎡という制限も、ある程度努力をしていくという形にしていけないと、地域の中でやると、やはり民地ですから、いやいや、細分化してたくさん売って、それでもうけたほうがいいよという形になってしまう可能性がある。

だけど、品川区の中ではこういう方針でやっていくので、建て替えをされる場合には考慮していただきたいということは、プッシュ型でやっていく必要もあるのかなと私は感じています。品川区の中には

結構広い土地もあるのです。そこで建て替えになると、5棟とか6棟とかたくさんできてしまうのです。それは一旦建ってしまうと、本当に建て直しはできないし、考え方も変えることはできない。いかに建物が不燃化という形になったとしても、そういう意味では、空地がまたどんどんなくなってしまうという現状も出てきてしまうので、そこからもう少し踏み込んだ形で研究していただきたいと思いますので、意見として言わせていただきたいと思います。

○たけうち委員長

ほかにご質疑ございますか。

○あくつ委員

ありがとうございます。今までの質疑も聞いておりまして、同じ観点からのものもあるのですが、細分化のところだけお伺いをしたいのですが、今年の3月から都市計画としては有効になっているというご説明がありましたが、都市計画の決定、変更に当たって、説明会等を開いていらっしゃるかと思うのですが、当該地区の方で、もしわかれば、どれぐらいの方が参加をされて、大ざっぱでいいのですけれども、要するに、どれぐらいの周知がなされたのか、お伺いをしたいと思います。

○高梨木密整備推進課長

本地区計画の策定に当たりましては、大きく素案と案ということで、2回、説明会を開催させていただいております。素案のほうは、平成29年8月7日に宮前小学校で実施させていただいております。その際には131名の参加がありました。

また、都市計画の案の説明会ということで、同年11月28日に、同じく宮前小学校で開催しております。この際には、地域の方々をはじめ、122名の参加があったものでございます。

両説明会につきましては、この地区計画と補助29号線沿道の都市計画変更、それと、戸越5丁目19番街区の再開発に係る都市計画をあわせての説明会となっております。

○あくつ委員

一緒に先ほどお聞きすればよかったのですが、その中で、細分化の防止策に関して、どちらかというと、嫌だという意見は出たのかどうか、伺いたいです。

○高梨木密整備推進課長

説明会の中では、60㎡に関する賛成、反対というようなストレートな意見はありませんでした。ただ、内容の一つとして、密集化を防ぐ意味での制限なのねという趣旨でのご意見ということでは、発言はあったと記憶をしているところでございます。

○あくつ委員

ありがとうございます。ほかの地域でやはり同じような細分化防止、これは木密の再生産の防止ということではなかったのですが、そこも同じような形で細分化を防止するようなことが最近ありまして、そこにお住まいの方からご相談を受けて、都市計画課長はよくご存じだと思うのですが、その方はご高齢で、これから広いおうちを、大分家族も少なくなったので、土地を2つに割って、1つを処分をして、それを原資にして、残った部分について自宅を建て替えたいと。こういうご希望をお持ちだったわけです。まさに細分化をご希望で、まさにこれにひっかかって、できなかったという方からご相談を受けたことがあります。

まさにそういうものをつくらないという趣旨ですから、これは悩ましい問題でもありますし、区の問題意識、また、こういう細分化防止については、私は大きな異論をなかなか言えない立場ではあるのですが、いわゆる所有権の絶対という近代民法の、私有権の大原則を曲げているわけですから、そ

の方も説明会に出たとは言っていました。ただ、やはり先ほども大きな異論が出なかったというお話もあったと思うのですが、大きな流れの中で、再開発というところが多分大きな説明会の流れだったのではないかと推測できるのですが、ご自身のお宅が、それから何カ月か数年かして、そういうことを、たしかそんなことを言っていたかもしれない程度の認識で、いざ処分をしようと思ったらできなくなっていたということがやはり発生してしまったということで、その方を目の前にしたとき、そうはいつでも説明会で言ったではないかと。それもわかります。地域でも話し合いをしたではないかという、それもわかるのですけれども、でき得る限り、ぜひ知らない人がいないというぐらいに徹底していただきたい。細分化はできないのですということ、これはぜひ皆さんに周知をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○高梨木密整備推進課長

委員おっしゃるとおり、総論としてはわかるけれども、実際、自分の財産がというところになると、非常に難しい問題であると思います。一方で、そういった決断を地域を含めてやっていこうと。なかなか財産の問題がありますけれども、地域を含め、品川区、木密というものが自分たちの生命と財産を守る上で、まちを挙げて取り組んでいかなければいけない、改善していかなければいけないという、そういった区民の決意のあらわれなのかなと所管としては考えております。

一方で、やはりこれから年月がたっていきます。そうすると、そういったルールがあるなんて知らなかったということになりますと、非常に個人の方々のこれからの生活設計であったり、いろいろなものが崩れてくるところもありますので、機会を捉えて、しっかりと所管としてはこういった形で密集の改善をしていますよといった密集改善の取り組み方法もあわせて、制度の周知と、都市計画の内容の周知も行っていきたいと考えています。

○たけうち委員長

ほかにございますか。

○筒井委員

この条例が仮に成立したとして、施行はいつぐらいになるのでしょうか。

○長尾建築課長

配付資料に記載しておりますが、施行期日は、公布の日からとしております。公布の日から、この条例に関しての制限が適用されるということになりますので、これから新しく建てる建物が施行期日以降で着工するものについては、この条例が適用されるということになります。

○筒井委員

そうすると、成立すると、新しい条例が適用されるということになりますので、先ほどほかの委員からもお話が出たとおり、結構強力な私権の制限になりますので、成立後、引き続き影響のある住民に周知をぜひお願いしたいと思います。これは要望です。

○大沢委員

確認だけさせていただきたいと思うのですけれども、先ほど課長のご答弁、お話の中で、今回の地区計画と同種同様な場所はどこですかという質問に対して、豊町・二葉・西大井と小山台ということで出ていますけれども、条例の新旧対照表のところ、小山台の地区、それと、豊町四・五・六等ならびに戸越・豊町地区、これについては、私は若干の内容の違いがあると思うのですけれども、その内容の違いというのはいかなるものなのか、ご説明いただきたいと思います。

○長尾建築課長

先ほど木密整備推進課長が事例として挙げておりました中で、小山台一丁目地区につきましては、新旧対照表の別表第1に記載がありますとおり、特定建築物地区整備計画という地区計画の種類になっております。また、豊町・二葉・西大井の地区計画と、今回条例化する戸越・豊町地区につきましては、一般型と呼ばれておりますが、そういった地区整備計画が定められているエリアになっております。

また、先ほど同種同様のというふうなご説明をしましたところにつきましては、あくまで敷地面積の最低限度が同様に定められているということで、事例として挙げたものとなっております。

○大沢委員

私が聞いたかったのは、文言の違いを聞きたくてお話をさせていただいたのではなくて、今、まさに課長がおっしゃった、地区整備計画が定められた区域、それと、特定建築物地区整備計画、これは私は勉強不足で、ここへお話しする前に調べてくればよかったですけれども、この2つの意味合いを、簡単に結構なので、そこのところが知りたかったもので、ご答弁をお願いしたい。

○長尾建築課長

小山台一丁目の地区計画で定められております特定建築物地区整備計画という種類につきましては、概要としましては、地区の防災性を向上することに適している地区計画の種類となっております。豊町・二葉・西大井の地区計画であるとか、戸越・豊町地区の地区計画につきましては、いわゆる一般型と呼ばれておまして、防災性の部分だけに特化しておらず、いろいろな種類の制限がかけられるようなタイプの地区計画となっております。

○たけうち委員長

ほかによろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各党派等の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○大沢委員

自民党、賛成です。

○あくつ委員

賛成いたします。

○安藤委員

反対なのですが、態度を表明させていただきますと、今回、地域の防災性向上のために必要なルールも含まれていると認識はしていますが、地域から反対の声も上がり、住み続けたい住民の追い出しや、商店街を削るなど、地域環境の破壊につながる29号線を前提とし、それを推進するための超高層再開発であるD地区を含むものであります。賛成できません。

○松永副委員長

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○たけうち委員長

ありがとうございます。

それでは、これより第55号議案、品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○たけうち委員長

賛成多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(2)第72号議案 専決処分承認を求めることについて

○たけうち委員長

次に、(2)第72号議案、専決処分承認を求めることについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○森住宅課長

それでは、私から、第72号議案、専決処分承認を求めることにつきまして、ご説明いたします。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、同条3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、品川区立区民住宅ファミリー大井の滞納使用料等の強制徴収を行うため、東京地方裁判所へ使用者の連帯保証人が持つ土地に対して強制競売を申し立てたところ、品川区の債権よりも優先する債権があるとの通知がございました。しかしながら、その債権が架空のものである可能性が高いと考えたことから、これが存在しないことを確認するものでございます。

それでは、お手元の議案をご覧ください。事件名は、債務不存在確認請求事件、被告は記載のとおり個人および法人の計2者でございます。

訴訟の目的の価額は、6,000万円です。

事件の概要ですが、被告個人は、強制競売の対象となっている土地にかかわる根抵当権の債権者でございます。土地所有者は、強制徴収の対象となっている区民住宅ファミリー大井の元使用者の連帯保証人でございます。また、被告法人は、本件根抵当権の債務者であり、被告個人に対し、金銭消費貸借契約に基づき、6,000万円の債務を負担しているものでございます。

先ほど申しましたとおり、滞納使用料等62万5千705円を徴収するために、本年2月、土地の強制競売を申し立てました。その結果、被告個人から被告法人に対してこの土地を担保として6,000万円を貸し出しているという届け出が、東京地方裁判所へありました。そのため、このまま競売をかけたとしても、品川区が徴収しようとしている滞納使用料等は回収できないということになります。

議案の裏面、(4)をご覧ください。弁護士の協力のもと、これまでのやりとりを含め検討したところ、被告法人の会社としての実態が不明なこと、被告個人の債権が架空のものである可能性があることが判明したことから、本年5月17日にその旨東京地方裁判所へ届け出たところ、本件債権の存否に関する結論が出るまで競売手続は留保されることになりました。

加えて、債務の不存在を明らかにしたい場合は、1カ月以内に訴えを起すよう、裁判所から指導があったことから、議会の開催をお願いするいとまがありませんでしたので、今回、専決処分を行ったも

のでございます。

お手元の委員会資料をご覧ください。1 ページ目は、ただいまご説明いたしました事件の概要とこれまでの経緯を示してございます。

2 ページ目をご覧ください。債権が架空の可能性があると考えられる根拠として、3 点、示してございます。被告法人の代表取締役はファミリーユ大井に居住しておりましたが、平成21年2月に、居住していた部屋で漏水による天井の落下事故があったことから、区を相手取り、損害賠償請求の訴訟を起しています。本件は、これまで建設委員会で報告させていただいておりますが、平成28年7月に判決が確定しております。

この裁判の中で、被告法人の代表取締役は、被告個人に雇われており、事件のために解雇されたなどの供述をしていました。しかしながら、高額な賃金をもらっていたとのことであるのに、それに見合う仕事があったのか判然としないこと、その前後の被告法人の代表取締役の収入を直接認定する証拠がないこと、賃金が給与として合理的なものであるとの裏づけがないと認定されたことなどが判決の中で示されたことから、実態が不明な会社と判断したものでございます。

この裁判の中で、架空と認定された収入についての証拠の作成に被告個人が協力しているというのも、架空の可能性があると考える根拠として3点目に示してございます。

また、2点目についてですが、この土地に登録されている根抵当権をもとに、平成25年11月から平成26年1月までの2カ月という短期間に、実態が不明な会社に対して6,000万円の金銭消費貸借契約を締結したことは、社会通念上あり得ないというふうと考えております。

以上が今回の訴えの提起の内容ですが、今後債務の不存在が確認された場合は、強制競売手続が再開されるということになります。

○たけうち委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

そもそも滞納が発生した状況というのですか、どのように把握しているのか、もう少し聞かせていただければと思います。

○森住宅課長

滞納についてですけれども、平成21年2月15日に、703号室の上の階との間で漏水事件が発生いたしました。その結果、被告法人の代表取締役の居住していた部屋に水漏れが起こったというところで、和室が濡れてしまったり、被告法人の代表取締役もけがを負ったということでございます。それに対して、漏水事件が起きるような建物については、5万円程度の家賃であろうというふうに一方的に主張されまして、その間、平成25年ですけれども、退去されるまで5万円程度の使用料を払われていたというところで、その差額が滞納使用料という形になっております。

○たけうち委員長

ほかにございますか。

○あくつ委員

ありがとうございます。入り組んでいて、あと、前回のこともよくわからなかったのですが、今、若干ご説明があつて、何となく事件の概要というものがわかったのですけれども、先ほどご説明の中で、裁判所から1カ月以内に訴訟を起すよう指導があつたというお話があつたのですが、それはこれまでの経緯の中で、品川区に優先する債権があるということで通知があつたというところで、それについて

不存在の確認の訴訟を起こさないよという促しがあったということですか。

○森住宅課長

今回の請求に当たりましては、6,000万円の債務が非常に疑わしいというふうに、5月11日に出された通知に基づきまして、弁護士と協議をしまして確認をして、このままですと区の債権がとれないということになりますので、すぐに5月17日に東京地方裁判所に届け出たところです。それに対して、1カ月以内に訴えを起こしてくださいと。それに対して裁判所のほうで判断しますというお話がございました。

○あくつ委員

わかりました。細かいところまでは内容がわからないのですが、これは個人的にいろいろお話を伺いたいと思います。品川区としては、一般的に詐害行為取消権のようなものでこの不存在を求めることとなったという訳ですね。

○たけうち委員長

ほかにございますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各党派等の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○大沢委員

自民党・子ども未来、賛成です。

○あくつ委員

賛成です。

○安藤委員

賛成です。

○松永副委員長

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○たけうち委員長

それでは、これより第72号議案、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(3) 第44号議案 平成30年度品川区一般会計補正予算（歳出 建設委員会所管分）

○たけうち委員長

最後に、第44号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算（歳出 建設委員会所管分）を議題に

供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○今井土木管理課長

それでは、第44号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算のうち、建設委員会にかかわる補正予算についてご説明いたします。

議案として既に送付しております補正予算の資料、16・17ページをお開きください。6款土木費4項都市計画費でございます。4目公園管理費、補正前の額が48億2,270万9,000円のところ、3,842万円追加補正をいたしまして、48億6,112万9,000円とするものでございます。

右側の17ページの資料に移りまして、13節委託料が1,032万円、そして、15節工事請負費が2,810万円でございます。

その詳細につきましては、右の説明にありますとおり、公園・児童遊園整備費におきまして、京陽公園便所改築実施設計および戸越銀座商店街の周辺公園等便所改修工事が4カ所、そして、その下、公衆便所整備費につきましては、西大井公衆便所改修実施設計および公衆便所改修工事13カ所でございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

ありがとうございました。トイレの改修ということで、戸越銀座、西大井、この2つについて、公明党としても、その地域を担当する議員から、会派としてもトイレの改修ということは要望をずっとしてきましたので、大変評価をさせていただきたいと思うのですが、その上で2点ほどお伺いしたいと思います。

17ページを拝見すると、戸越銀座商店街周辺公園等便所改修ということで、4カ所とあるのですけれども、大体どのあたりをお考えになっているのかというのが1点です。

そして、もう一つ、西大井のほうは設計だけで432万円ということで、素人目から見ると非常に大きな金額が積んであるのですけれども、今後の改修に向けたスケジュールをどのようにお考えになっているのか。1年ぐらいかかるのかなと思うのですけれども、この2点、お伺いしたいと思います。

○溝口公園課長

今回、補正予算の関係で、公園課のほうで提出させていただいたので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、戸越公園周辺の4カ所のトイレの洋式化の箇所でございますが、三ツ木公園、葦山公園、戸越二丁目広場、戸越台公園、この戸越銀座に近接する4カ所の公園のトイレの洋式化を図っていきたいと考えて、補正予算を組ませていただいております。

あと、西大井の公衆便所の改修ですが、今年度、設計をさせていただいて、来年度早々には工事に入るような形、できるだけ早く工事を完了し、洋式化で快適なトイレを皆さんが使えるようにスケジュールを組んでいきたいと計画しているところでございます。

○たけうち委員長

ほかにございますか。

○西本委員

1点だけです。これ、多目的、誰でもトイレ、どういう形になるのか。それと、あと、小さいお子さ

んが座れる椅子とかはつくのかどうか。ベビーチェアというのですか、そういうものが全てにつくと期待をしているのですけれども、いかがでしょうか。

○溝口公園課長

まず、誰でもトイレの設置の件でございます。今回、あくまでもスピード感を重視したいということで、便器を和便器から洋便器にかえるというのを重点的に行っていきたいと考えているところでございます。

そういった中で、誰でもトイレの設置につきましては、今現在、設計で予算を計上させていただきまず京陽公園、あと、西大井の公衆便所についてはしっかりと設置して、ベビーチェア等も含めて整備していきたいと考えているところでございます。

ほかのところにつきましては、今後、詳細な設計を進めていく中で、できる限り対応していくところは対応していきたいと考えているところでございます。

○西本委員

要望です。西大井については、設置をするという方向と決まっているようですが、そんなにスペースはとらないと思いますので、ほかのところも、可能であればいいので、ぜひベビーチェアのほうは設置をよろしくお願いいたします。

○たけうち委員長

ほかに。

○大沢委員

確認だけ。誰でもトイレの中で、オストメイトの方が利用できるような環境は整っているのでしょうか。

○溝口公園課長

誰でもトイレにつきましては、オストメイトに対応した形で整備を進めておりますので、誰でもトイレがついたところについては、オストメイトをご利用の方もご利用できるような形の整備を進めていきたいと考えております。

○安藤委員

高齢化に伴って、洋式化という話は聞きました。あと、三ツ木公園のほうも、改修を望む声もいただいていたので、本当によかったなと思うのですけれども、先ほど便器の改修、スピード感という話もありましたが、1カ所の和式トイレを洋式化する際のおおよその改修費用というのは、幾らぐらいかかるのでしょうか。伺いたいと思います。

また、財源なのですから、一般財源というふうにあるのですが、補助金などがあるのかないのか、確認させてください。

それと、今後の現存する和式トイレはどうしていくおつもりなのか、区の考え方があれば、教えていただければと思います。

○溝口公園課長

まず、便器だけの改修費用ですけれども、便器だけですと、本当に10万円、15万円ぐらいで改修できるような形になっているところでございます。ただ、便器だけでは済まなくて、どうしても和式から洋式にかえるに当たっては、ドアをかえたりとか、そういったところもあわせてやっていかなくてはいけないところでございます。ですから、大体30万円から40万円ぐらい、予算では見ているところでございます。

また、今後の歳入の件でございますけれども、一応、東京都のほうで補助をいただいて、当初予算についてはしっかり補助金をいただいて事業を進めていく形になっております。今回も東京都のほうには打診しているところですが、あくまでも今回、補正で急遽組んだ予算になっておりますので、どこまで東京都が対応できるのかわからないという状況でございます。今後、そういったところ、歳入が決まり次第、また皆様にしっかりとご議論いただく場を設けさせていただければと考えているところでございます。

あと、今後の洋式化の考えですけれども、基本的には、オリンピック開催時までには少しでも多くのトイレを洋式化していきたい、そういったところを考えて、さまざまこれまでもご要望いただいてきておりますので、そういったものを受けて、これまで進めてきたおもてなし意識をさらに全区的に展開して、洋式化を力強く進めていきたいという思いで、今回、補正を組んでおりますので、できる限り、100%いければ一番いいですけれども、100%はなかなかいかないですが、少しでも100%に近づけるような形で、トイレの洋式化に今後も取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○安藤委員

わかりました。ぜひ積極的に進めていただければと思います。

○たけうち委員長

ほかにご質疑はございますか。

○筒井委員

確認なのですけれども、西大井の公衆便所は、現時点でも誰でもトイレなのですか。

○溝口公園課長

現在、西大井の公衆便所ですけれども、あそこは一応、車椅子対応のところはあるのですけれども、オストメイトがついておりませんので、誰でもトイレまではいかない。あくまでも身障者対応までのトイレになっておりますので、さらに今回整備することで、オストメイトをつけること、また、ベビーチェアとか、そういったものも整備することによって、誰もが使いやすい誰でもトイレの整備ができると考えているものでございます。

○筒井委員

今、品川区の総合型地図情報提供サービスというのを見ているのですけれども、西大井公衆便所を検索すると、誰でもトイレという表示が出ているのですが、これは今回、先を見越してというあれなのですかね。その辺、後で確認をお願いします。

○溝口公園課長

なかなか区内、誰でもトイレの定義というのが定まっていないところで、私ども公園課が管理しているところではいきますと、やはりオストメイトまで対応できて、誰でもトイレとして誰もが使えるような形になります。ただ、一般的に見ますと、車椅子対応だけでも、十分広くブースをとっておりますので、ベビーカーを押された子ども連れのお母さんとか、そういった方が使えたりとかという部分がありますので、一応、誰でもトイレという形でホームページでは表記しているところもございますが、少しでも今後、トイレを改修していく中で、より使いやすい、誰もが使いやすいトイレということで、そういったものについてもしっかり整備に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○たけうち委員長

よろしいですか。

ほかに。

○松永副委員長

私から1点だけ確認をお願いします。この工事、来年ぐらいに工事が始まる予定ということをお伺いして、その間、仮設のトイレ等が設置される予定はあるのか、それだけ質問させていただきます。

○溝口公園課長

西大井の公衆便所につきましては、駅のトイレと兼ねているところもあります。そういったところでは、仮設というものも1つ必要かとは思っておりますが、今後設計を進めていく中で、また近隣にもトイレがありますので、そういったところへの案内、誘導、それで足りるのか、それとも、やはり仮設が必要なのか、そういったところを含めてしっかり設計を進めながら検討して、進めていきたいと考えているところでございます。

○たけうち委員長

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各党派等の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○大沢委員

自民党・子ども未来、賛成です。

○あくつ委員

賛成いたします。

○安藤委員

賛成です。

○松永副委員長

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○たけうち委員長

ありがとうございます。

それでは、これより第44号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算（歳出 建設委員会所管分）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上で議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

(1) 平成30年請願第13号 都心・品川上空新飛行ルートの撤回を国交省に求める請願

○たけうち委員長

次に、予定表 2 の請願・陳情審査を行います。

初めに(1)平成 30 年請願第 13 号、都心・品川上空新飛行ルートの撤回を国交省に求める請願を議題に供します。

本件は初めての審査になりますので、まず、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○たけうち委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木都市計画課長

私からは、請願第 13 号に関連しまして、これまでの経緯も含め、羽田空港新飛行ルート案に関して、基本的事項についてご説明いたします。

資料をご覧ください。A3 資料横でございます。まず、資料左上、これまでの経緯についてですが、羽田空港機能強化に伴う航空機の増便計画として、新飛行経路案が平成 26 年に国より示され、それ以降、これまで記載のとおり 4 回のオープンハウス型説明会、4 期のフェーズに分かれた説明会になりますが、これが国により行われてきました。

また、平成 28 年 7 月には、国において環境影響等に配慮した方策が取りまとめられ、公表がなされています。その内容についてでございますが、資料右下のほうをご覧ください。できるだけ影響を少なくする実現方策としまして、運用の工夫としての南風時の新しい到着経路の高度の引き上げですとか、環境対策として、国際線の着陸料の見直し、それまでは航空機の重量のみによる料金体系だったものを、より低騒音機を導入した場合は、それに合わせて着陸料が下がるとした仕組みづくり、また、防音工事助成の現行制度の拡充としまして、対象地域や対象施設の拡大や、そのほか落下物対策の徹底・強化や住民への引き続きの丁寧な説明が盛り込まれてございます。

また、最近の動きとしまして、本年 3 月に国より落下物対策総合パッケージが案として公表されてございます。

次に、新飛行経路の内容についてですが、資料下段の図をご覧ください。左の図が現在の飛行経路を示すものですが、青線の離陸および緑線の着陸ともに、現行では区内を通る形となっております。

次に、その横、図 2 でございますが、緑のライン、着陸のラインですが、こちらが新飛行経路案ですが、南風時は着陸において浮力を得る関係で、風に向かって飛ぶ必要があるとのことで、南風時が年間約 4 割程度ということでございます。このうち、国際線が集中する 15 時から 19 時までのうち、3 時間程度限定した時間帯に区内上空を飛行する案となっております。飛行高度は、大井町駅あたりで、図には記載ございませんが、約 300m とのことです。図 3 が、1 時間当たりの飛行数になりますが、東品川あたりを通るほうが 1 時間当たり 30 機、大井町駅上空のほうが 14 機となっております。

資料上段にお戻りいただき、今後の予定ですが、これは区より繰り返し要望している事項でございますが、今後も国より地域に対して継続的な説明が行われる予定でございます。区としましても、説明が不十分とする地域の声はまだ多いことから、国に対し、引き続き丁寧な説明と、落下物対策や騒音環境の軽減に向けた具体的な対応策を強く求めてまいります。

○たけうち委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。ご発言願います。

○筒井委員

この新飛行ルート案の問題、ずっと区議会でもかなり取り上げてきてまして、ただ、先日の一般質問において、自民党会派および公明党会派からも厳しい質問が出て、これは非常に頼もしいことだと考えております。品川区議会、超党派としてこの問題、厳しく追及してきたいと考えておるところなのですが、品川区にとって全く期待できないという記載があるのですけれども、私も行財政改革特別委員会のときから、品川区への経済効果を出してほしいということを国に伝えてほしいということを、区のほうに再三要望してきたのですけれども、この点、国から何か回答がありましたでしょうか。

○鈴木都市計画課長

新飛行ルート案、増便計画に伴う経済効果、特に区内での経済効果でございますが、具体的な数字を示しての返答ということはございませんが、やはり海外からの来訪者が増える、観光政策的なところで、メリットといいますか、品川区内の経済的な発展ということは、担当のほうからは聞いておりますが、そういった具体的な内容、特に観光面での品川区内への効果というところを具体的に示してくださいという話に対しての答えは、まだ返ってきていないというところでございます。

○筒井委員

そうした回答がない。先日の一般質問でも、区のご答弁は、やはり経済効果はもちろんのこと、騒音対策や落下物対策についても具体策がないと。今の状態は不十分だというご説明がありましたけれども、私はこれ以上国としてさらなる具体化、十分な対策というのはあまり期待できないと考えておるのですけれども、逆に、どの程度の対策の十分さだったら、区としては納得することができると言えるのでしょうか。

○鈴木都市計画課長

計画案が示されて以降、落下物と騒音影響への対策については、当初から強く国にほうに求めてきたわけでございますが、その一つの成果として、平成28年に環境影響等に配慮した方策というのが示された。さらにこの具体的な中身について、本年3月に落下物対策総合パッケージというのが示されているというところでございます。

今、委員のほうから、最終的にどういった内容について示されればということがございましたが、この中身につきましては、やはり落下物ゼロと。落下物に関してはゼロということでございますが、その中身を今示すべき当事者というのが、事業を進めている国のほうでございます。今、落下物対策総合パッケージについても、その中身のパブコメが国において行われておりますが、なかなかその中身を見ましても、点検ですとか、あるいは補修ですとか、機種ごとのそういった内容は書かれているようですが、これがいかに海外も含めた航空会社が取り組んで、最終的に落下物ゼロになっていくかというところを、やはりもう少し具体的に実効性の面も含めて示していただきたいというのが今の状況でございます。

○たけうち委員長

ほかにご質疑はございますか。

○安藤委員

まず、この請願なのですけれども、区民の安全・安心を守るため、区民の代表である品川区議会が国交省に計画撤回を申し入れることを求めています。そういった点で、品川区議会とか、品川区というのは非常に重要なポジションにいると思うのです。

安倍首相が、今年の国会の施政方針演説、1月22日でしたけれども、羽田、成田空港の容量を世界

最高水準の100万回にまで拡大する、その目標に向かって、飛行経路の見直しに向けた騒音対策を進め、地元の理解を得て、2020年までに8万回の発着枠拡大を実現すると述べているわけですが、まず伺いたいのですが、首相が理解を得て進めるという地元の中には、当然、品川区や品川区議会も入っていると思うのですが、区としてはそのようにお考えでしょうか。伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長

国に品川区に対して丁寧な説明をしていただきたいというところを再三申し上げているとおり、当然ながら、地域の不安払拭の対象が品川区であるということ、そこに住む地域の方々ということは間違いないところでございます。

○安藤委員

そうですね。品川区も、区長が向こうに行ったり、あるいは国交省が来たりという、5回も直接面会をしているわけで、まさに新ルート案にかかわる地元だからと国も認識しているからだとも思います。

さきの一般質問で、4つの会派が羽田新ルート計画を取り上げました。非常にこれは今日、この署名も今までで一番多いと思うのですが、3,000筆近く集まっておりますが、この計画に対する区民の不安と怒りの声の高まりを、まさに反映するものだなと感じました。自民党が、現時点で区民に理解されているとは考えていないと表明をし、区長から国に現行計画案の見直しも辞さないなどの言葉をぶつけろというふうに質問がありました。公明党からは、日本有数の人口密集地域である品川上空を大型飛行機が飛行することは、多くの区民からも理解しがたい現状がありますと。品川区上空を低高度で飛行する新飛行ルート案を容認することはできません、区議会公明党は、国交省に対して品川区上空を飛行しないルート案の再考を強く求めていきたいと表明されました。

やはり第一会派と第二会派から、かなり今までより踏み込んだ発言、質問があったというのは、非常に重いと思っています。私もそれは心強いなと思って聞いていました。

それに対して、いずれも区からは、ご質問やご意見を重く受けとめているとの答弁があったのですが、もう少し伺いたいの、区としては何をどう重く受けとめたのかというのを、もう少し伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○鈴木都市計画課長

さきの本会議の一般質問で答弁させていただきましたとおり、やはり地域の声、区民の方の不安というものは、今回の新ルート案を十分理解したというところには至っていないというところは、区のほうでもしっかり認識しているところでございます。

今、重く受けとめたというところでございますが、やはりその地域の声を重く受けとめて、このまま進むようであれば、この計画案自体、納得できるものではないというところは、答弁させていただいたとおりでございます。

このまま具体的な落下物対策、あるいは騒音に対する具体的な内容が示されないのであれば、区としてもしかるべき対応といえますか、していかななくてはいけないというところでございます。そういったところもあわせて、国のほうには、再三申し上げているところを強く、これまで以上に求めていきたいというところでございます。

○安藤委員

区民が納得していないことは認識しているということで、あと、自民党からは、区長のほうから、現行計画案の見直しも辞さないぞという言葉を使って、ある意味、現行計画案、品川の上を通るルート案

に、そういう異議を唱える一歩手前というか、ほとんど異議を唱えているようなものだと思うのですが、そういう質問がありました。公明党からは、今のルートの再考を求めていきたいという宣言というか、表明もあったということで、そこら辺については、区はどのように重く受けとめていらっしゃるのですか。

○鈴木都市計画課長

本会議の一般質問で答弁させていただいたとおり、まさに今、委員がおっしゃったとおり、重く受けとめているというところございまして、その重く受けとめている内容については、区民の方が不安に思っている騒音ですとか、あるいは落下物に対して、こういったところの不安点をいかに国の責任において払拭していただけるかというところを、区民の声を重く受けとめて、あるいは議会の声を重く受けとめて、その不安解消をいかにしっかりと果たしていただけるかというところでございます。

○安藤委員

本当に不安解消に至るのかという問題は非常に難しいと私は思っているのですけれども、しっかり現行計画には大変問題があるという認識を、区議会第一会派と第二会派をはじめとして表明し始めているというのは、もっと重く正面から受けとめていただきたいと思っているのです。

先ほどから繰り返し言っているのですけれども、第一会派、第二会派である自民党と公明党から、区民の理解が得られていないと。今の計画案ではだめだというような態度表明があったということは非常に重いと思うのですけれども、率直にこの請願に目を転じてみると、計画の撤回を求めていることの1点求めているのですが、この内容と、先ほどの一般質問での非常に踏み込んだ態度表明という意味では、自民党も公明党も一致できると思うのですけれども、ぜひご意見を聞かせていただきたいと思うのですが、自民党と公明党、いかがでしょうか。

○たけうち委員長

いかがでしょうか。ご発言がありましたら。

ほかにご発言がもしあれば。なければ、後ほど。

〔「態度表明で」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

では、後ほどお話しするそうです。後ほど意見は言うそうでございます。

続けてください、安藤委員。

○安藤委員

後ほど意見があるということですかね。ご本人からも……。

○あくつ委員

安藤委員、これ、請願審査なのですけれども、それは明日所管質問でやるのですか。今日もう一回言われて。一般質問に関するこの態度をもう一回表明しろと先ほどからおっしゃっていますけれども、そういうことなのですか。委員長から促されるのはわかるのですけれども、何でほかの会派の方から言われなければいけないのか。それがちょっと……、いやいや、委員会の性質上、そういうものですよ。違いますか。

○安藤委員

請願審査の質疑というのは、委員間討議を含めて、議会として、委員会として、この請願をどうするかということなので、そもそも最初から委員間討議というのが普通に行われて当たり前だと私は思っているのですけれども、別に発言しろと言っているわけではなくて、いかがでしょうかと、ちょっと問い

かけているというか、そういうことなので、別に強制力はもちろんあるものではないのですけれども、ただ、やはり一般質問で私は、先ほど筒井委員からもありましたけれども、非常に強い、今まで以上にこの計画に対して踏み込んだ態度を表明されたので、そういった状況の中で、この請願の内容とそんなに矛盾しないのではないかと思ったので、ぜひご意見があれば聞かせていただきたいという思いで質問させていただいたのですが。

○たけうち委員長

安藤委員のご意見は承りまして、もし何かご発言があれば、どうぞ。

○あくつ委員

質問をさせていただきたいのですけれども、事実関係の確認というところで、内容的には、今、安藤委員からもありましたとおり、私どももこれを拝見させていただいて、共感する部分は確かにあります。ただ、若干事実の関係でもう一回確認をしたいのですけれども、「住宅・高層マンションなど不動産の資産価値低下」というところで、これは所管が行革特別委員会的时候にも確認をさせていただいたのですが、最近聞いたところによると、事実としては、将来的にこれは下がるということをおっしゃりたいのかもしれないのですが、勝島なんかだと、購入当時の2倍ぐらいの金額に、逆に今、高騰しているような話もあって、これが果たして事実なのか、それとも何かそういう傾向性があるのか、そういうものを区がつかんでいるのであれば、教えてください。

あと、もう一点、大気汚染、これについては、現状はまだ増えていないわけですから、何とも言えないのですけれども、何か大気汚染について増えるような兆候があるのか。いわゆるエビデンスとしてあるのか、教えてください。

○鈴木都市計画課長

航空機騒音に関連した不動産価値についてでございますが、区内の状況について、私もいろいろ、例えば、さきの行革委員会の中でもご説明いたしました、特に不動産関係の方の相談が多い建築課の窓口等々で確認をさせていただきましたが、そういった傾向ですとか、あるいは相談、あるいはどうなるのですかねといったところの具体的な不安というのは窓口として、年間というか、1日100件程度の相談がございますが、その中で羽田の不動産価値低下につながるような声はお受けしていないというところでございます。

国のほうでは、この不動産価値については、いろいろな要因がさまざまに複合的に関連して決定されるもので、一時的に一要因をもって決まるものではないというのが、国の説明でございます。具体的に、大阪の伊丹空港のほうでも、航空機騒音の一因のみをもって、地価が下がったというところは、国のほうでもそういう説明はしていないというところでございます。

○小林環境課長

私のほうからは、大気汚染に関するご質問についてお答えいたします。

大気についてですけれども、飛行機だけではなくて、大気汚染というのは、車とか工場から発生する多岐にわたるものだというふうに捉えているところでございます。

区内では、現在6カ所、大気測定局を設置して、常時監視をしているところでございまして、極端に悪いデータが出ているということは無く、特に最近では改善傾向になっているというのが現状かと思っております。

また、飛行機についてなのですが、これは国の資料によると、飛行機から排出される、例えば、PM2.5という物質であれば、飛行機由来というのが大体150分の1程度と言われているところでござ

ざいまして、今後、さらにエンジンに対するこういったような規制が強まっていくということは、情報として今つかんでいるところでございます。

○あくつ委員

ありがとうございました。行革特別委員会、出られた方、出られていない方、いらっしゃると思うのですがけれども、そのとき私も申し上げたのですが、テレビの報道等で、アメリカの基準、それを間違った形で引用して、1,000万、2,000万下がるよという報道がありました。これは誰に責任があるかといったら、それは報道した側に責任があるのでしょうかけれども、一般質問のときにも申し上げたのですが、問題は問題として、区民の声は区民の声として、私たちもしっかり受けとめたいと思っているのですが、いたずらに不安をあおるような、正しくない議論をしては、これはやはり価値が下がってしまうというか、しっかりした話が……。

○たけうち委員長

傍聴人は静かにしてください。

○あくつ委員

ちょっと発言が遮られてしまったのですが、そういう議論の価値を下げてしまうようなことは、これは避けるべきだと私は考えております。

○たけうち委員長

ほかにご質疑ございますか。

○西本委員

まず、この請願の内容についての質問を幾つかさせていただきますけれども、この中段のほうに、区長自ら品川区にデメリットしかないというところであるとか、区が容認するかわりにメリットを要求したというようなことが書いてあります。それを区としてはどういう認識を持っておられるでしょうか。

また、8割以上の区民が危険きわまりないという、望んでいないという、8割と書かれている数字、これは多分、請願者に聞かないとわからないとは思いますが、区はどういうふうはこの数字を捉えているのかということが1つ。

2つ目が、国と東京都、品川区、この3者があるわけです。今回、国交省への申し入れを求める内容になっている。では、国の考え方はどうなのか。国交省ですから、国はそういう状況で、国政の中ではそうなるのでしょうか。東京都はどうなるのか。東京都と品川区の関係はどういう位置づけになっているのか。あくまでも東京都は全く関係ありませんよと。品川区と国でやっていくべきなのか。それも教えてください。

それから、3つ目として、同じように今回、新ルートによってかかわってくる自治体もあると思うのです。ほかの自治体の状況はどういう状況にありますか。例えば、議会での議論であるとか、品川区は特別委員会の中でかなり時間を割いておりますので、そういう状況で、いろいろな議論がなされて、同じような状況なのか、全くそうではないのか。それから、ほかの区との関係はどうなっているのか、教えてください。

○鈴木都市計画課長

3点ご質問いただきました。まず1点目でございますが、区長が国交省に出向いて、国の審議官、政務官等をお願いを、強く要望をした内容につきましては、新飛行ルート案を容認しますと、そのかわりに何かほかのメリット策を国に求めるといったことは、これまで委員会あるいは一般質問の中でも答弁さしあげているように、全くございません。この2回、区長が出向いていって、国の方に強く求めたも

のは、やはり地域への丁寧な説明と、騒音等の軽減に向けた具体的な取り組み、あるいは落下物防止対策についての具体的な取り組み、これを求めたものでございます。

それとあわせて、この請願の中に出ています8割以上の区民の声というところでございますが、地域の方がまだまだ理解をしていない、不安が払拭できていないという声が多いということは認識してございますが、具体的な数字として区民の8割というところの数字がどういったところでの数字なのかというの、把握してございません。

次に、東京都と国と品川区の関係、特に東京都との関係でございますが、やはり新飛行ルート案に対する地域への丁寧な説明を東京都としても国にしっかり求めていくということが東京都の立場でございまして、東京都のほうでも、東京都が仕切って、関係する自治体を集めて、情報の共有ですとか、そういったところを行っているところでございますし、ほかの区の議会、あるいはそういった動きについては、詳細にいろいろ把握しているわけではございませんが、ほかの区でも請願・陳情等が出ているということは把握してございます。特に近隣区、大田区、港区等とは情報を共有して、いろいろ各区の動き等についても共有していこうということで、そういった連絡会を開いて、定期的に行っているというところでございます。

○西本委員

ありがとうございます。

やはりこの請願内容については、非常に理解するところがあります。ただ、ここは冷静にならなければいけない部分があると思うのです。区長のほうは容認をしたという、ただ、これは3月に行われた予算特別委員会のときに資料が提示されました。面談の、容認されたというような文書も出てきているわけです。ただ、それはしていませんということをおっしゃるのかもしれませんが、誤解なのか真実なのかよくわかりませんが、容認をしたという文書が出てきてしまっているということに関して言うと、やはり品川区の対応というものをしっかりしていかないと、そういうことが起きるのではないかと、ということがあります。今の答弁の中では、区長の考え方としては、説明を求めていくということなのでしょうけれども、わかりました。東京都のほうも、しっかり各自治体がというところで説明を求めているということがわかりました。他区との連携をしている、情報交換をしているというところまでわかりました。

ここで、非常に疑問なのです。要求をしているのはわかるのですけれども、もう4年かかっているのですよね。フェーズをいろいろ変えて、第4フェーズまでですか、やって、国交省は説明をしているということなのでしょう。だけれども、さらに説明をせよと私らは要求をしている。だけれども、それが具体的な方策についてしっかり示してくださいねと言っても、出されていないということですよ。だから、その国交省の意思、今、どういう現状にあるのか。品川区は品川区の中で、説明をしなさいというか、説明の段階があると思います。おそらく国交省の説明で言っているのは、認めろということだ、と思うのです。いろいろ説明しますよ、いろいろなメニューもそろえますよということを行っていると思うのです。ただ、品川区としてどうするのかといったときに、もうそろそろ決断しなければいけない時期にあるのではないのでしょうか。私はそう思います。やはり落下物というのは、国交省のいろいろなやり方を、説明の内容を見ると、落ちるという前提です。落下物が発生するという前提で、補償をするであるとか、騒音対策も、防音装置を整備をするというふうに言っていますが、騒音はあるということです。それは明らかなのです。あるのです。なので、それを品川区は態度としてどうするのですかという話だ、と思うのです。なので、国交省の説明のレベルを、品川区はどのように考えていますか。

○鈴木都市計画課長

これまで国のほうで4回の説明会、これはまさに段階を追って国のほうが説明してきたというところで、国のほうでは、第5期のフェーズの説明も行うというところは聞いてございます。

そうはいつでも、やはり段階的に説明も行われていて、その段階的な説明に対する理解を区民の方が段階を追って深めてきたかということについては、それはまだまだですと。やはり区民の方で全くこの飛行計画案を知らないという方もいらっしゃるということは、区としても理解してございますので、段階的に国のほうは行ってきていますが、この新ルート案について、国のほうがしっかり地域のほうに丁寧に説明をしていただきたいというところでございます。

その中で、やはり対話型の説明会、これも一定効果があったと国のほうは申ししていますが、やはり例えば、時間を決めて、質問を受けながらそれに答える教室型の説明会ですとか、あるいは、場合によっては、区内に常設の展示ブースを設けていただくとか、そういったところのお願いは再三してきているところでございますが、これからやはりさらに区のほうでも強くこういった説明会の実施について求めていきたいというところでございます。

○西本委員

確かに品川区全体の方々に知っていただくというのは、これは必須だと思うのです。品川区はこういう状況に置かれていますよと。ただ、品川区の中でも非常に地域差があります。非常に高度が下がる地域もあれば、そうではない、外れているところもあるわけです。そうなってくると、他人事というところもあるわけですね。だから、この8割以上ということも本当ですかと私は思います。なので、ただ、ほかの地域も、こういうことがあってというふうになった場合に、関係ない地域においても、それは大変だと。一緒に行動をとると言っていただけの方もいらっしゃるかもしれない。だけど、そうではない考えの方もいらっしゃるかもしれない。ただ、品川区全体の中での総意というものをどうやってとっていくのか。説明だけでは、総意にはならないです。

だから、国は地方との交渉をするときに、地方の意見というのを、よく十分に理解を求めているということは確かだと思うのです。ならば、品川区の中での総意というものをどうやってこれからつくっていくのでしょうかという話です。品川区民の中での総意の中で、いや、いいんじゃないの、賛成だよという状況になるのか、いやいや、それは困りますよねとなるのか、そういう合意形成というものを品川区の中につくっていかなければ、国交省に対して強く言えないですね。説明しろ説明しろといっても、もう4年間説明しろと言っています。というのが1つあります。

もう一つは、私もよく航空機の規制はわかりません。横田基地とかいろいろな基地の状況があって、飛行の権利がいろいろあると思うのです。これは品川区ではできない範疇ですけれども、でも、もう少し広く考えてはいかがでしょうか。

あとは、請願に出っていますが、地方の空港の利用をするとどうなのかとか、あとは、2020年東京オリンピック・パラリンピックが終わった後に、どういう経済状況になりますか。今問題になっていまず、訪日されている方はたくさん来ているけれども、逆に、日本の人たちが海外に行っているかというところ、そうではないということで批判を浴びているのです。その中で、では、訪日客を増やすという視点だけでいいのかという議論も、広い意味でしていかなくてはいけないと思うのです。だから、ただ単に飛行ルートの問題ではなくて、経済状況も、それから国際状況も含めての勉強会をするとか、いろいろな意味での意見を聞いて、品川区の中での合意形成をいかにつくっていくかということ、その上で、品川区は、いやいや、いいんですよ、国交省が決めたことを決めるだけですよ……。

○たけうち委員長

ちょっとすみません。先ほどから携帯が鳴っていますので、申しわけありませんが、切るか、マナーモードにさせていただいて、わからなければ、近くの方に聞いていただいて、操作をお願いできますか。3回目ですので、すみません。

では、続けてください。

○西本委員

そういう形で、合意形成というもののつくり方ということに関してお答えできれば、お願いします。

○鈴木都市計画課長

丁寧な説明については、区のほうでも、4年間というお話がございましたが、求めているわけですが、やはり地域の方がこの計画に対してどういったお考えを持っているのか、あるいは理解をして賛成なのか反対なのかというところは、これは国の事業ですので、国がしっかり説明をしていただいて、より多くの区民の方に知っていただくというのが一番重要だと考えてございます。

その方法として、これまでオープンハウス型という手法がとられてきましたが、まさに地域でも温度差があるのではないかというお話もございましたので、やはり教室型の説明会ですとか、これは地域によって上空を飛ぶ方の地域への教室型の説明会ですとか、そういった具体的な声をより多く聞いて、不安解消につなげるような取り組みをしっかりとやっていただきたいということが、区のスタンスでございます。

それから、あと、今、後段のご質問の中で、新ルート案以外にこの計画、経済状況も含めた、本当にこれでいいのかどうかを含めて、区のほうで勉強会とかという話もございましたが、やはり機能強化、羽田の新ルート案は別にして、インバウンドを増やして、海外とのつながりを強く持って、これは国策として国の力を強めていって、海外のつながりを地方の都市にまでつなげていくということが国の計画ですから、この中身が本当にそれでいいのでしょうかというのは、これは国がしっかり検討すべきであって、我々がすべきことは、区にとって影響のある、品川区上空を飛ぶ飛行案が区民にとって影響が出るわけですから、その中身について区のほうにしっかりと説明を求めていくというのが、区のやるべきことだと考えてございます。

○西本委員

要望になります。もちろん国の、地方があるし、品川区としての範疇、権限があります。だから、東京都もそうですけれども、そこに踏み込んでいくということは難しい立場であるということは重々におわかっております。ここは、ただ、それを踏まえた形で、品川区の態度をどうしていくべきなのかということだと思っております。

私の意見として言いますと、やはり確かに説明をしていただく、それは国の役割だ。役割はそうだと思います。しっかりとやってもらいたいと思います。しかしながら、それを受けた形で、区民の皆様の合意形成であるとか、意見を集約するところにおいては、品川区に責任があると思います。これまで、こういう形で請願・陳情がたくさん出て、議会にかけられて、いつもいつも国の責任だという形で中途半端な議論になってしまっているという状況だと思っております。

ならば、一歩でも二歩でも前に進んでいくためには、国の責任下において説明は説明できちんとしていただきたい。ただ、区民の皆さんの、地域も含めて合意をとっていくであるとか、あとは、いろいろな議論があるならば、その中で議論をし合うという部分も必要になってくる。ただ、それは、区民の人たちの独自性も必要ではあるのですが、ただ、それをまとめ役という形、品川区としての考え方をまと

める必要がないのであれば、やる必要はないと思いますけれども、私はまとめる必要があるのではないかと考えているので、そこは今後検討の中に入れていただきたいと思います。これは意見です。

○大沢委員

確認だけさせていただきます。貴重なご意見を拝聴し、また、ご答弁を伺わせていただきました。

そもそものこの請願に戻って、確認だけさせていただきますと思いますけれども、先ほど来、課長のご答弁の中で、これは国が推進する事業、国が主体となる国策としての事業だという旨のお言葉をいただきましたけれども、そもそも請願内容におけます「都心・品川低空飛行する新ルートを撤回してください」、この撤回する、これは確かに議会に来た請願であります、このところを区はどのような範囲まで踏み込むことができるのか、あるいはこれは国策で、国の事業なので、これは撤回することは私は区の立場としては大いなる限界が生じていると思うのですけれども、どのようにそのことをお考えでありますでしょうか。

○鈴木都市計画課長

この新ルート案、機能強化の取り組みでございますが、これはまさに国策でございます、最終的には、国のほうが決定をするというところだと思います。その過程で、例えば、都市計画の再開発等を進めるときに、地元の都市計画審議会に意見を聞くとか、都市計画の手続き上はございますが、私のほうでも、この羽田新飛行ルート案について、法的な何か決定において、この手続が必要かどうかというのは、国のほうにも確認、あるいは法的にも調べてみたのですが、手続き上のそういったところはなく、最終的には国のほうが決定を行うというところでございます。

○たけうち委員長

ほかにご質疑ございますか。

○筒井委員

まず、説明のお話が出ましたけれども、国にももちろん説明はやっていただきたいのですが、幾ら説明を何十回と繰り返しても、騒音はなくならないし、それで落下物がなくなるというわけではないということをもまず一言申し上げます。

先ほど課長から落下物に対する具体策について、どういったところが納得の線なのかということをお伺いしたところ、やはり落下物ゼロが納得するレベルだというような旨のお話をいただきましたけれども、落下物ゼロというのは、もう客観的に今の技術的には不可能なので、品川区としては、これ、事実上、容認するということは、納得するということは不可能ではないのかなと考えております。

また、防音対策も、学校、病院等に限るようなことを国は言っておりますけれども、やはり住宅の防音措置ということすらとらないでこの新ルートを進めるというのは、かなり暴論だと考えております。全く区民の生活のことを考えていないものだと考えております。

また、先ほど不動産の資産価値のお話も出ましたけれども、国のほうとしては、これは急にここに来て、不動産価値については、因果関係は多様な要素があるので判断できないなどの旨をおっしゃっておりますけれども、それは確かにそうですけれども、この飛行ルートが通るといふことの因果関係の占める重要度、重さというのは、一番大きいと私は考えております。

また、あくまでも民間の市場が不動産価値というのを決めますので、普通の考えを持っておられますれば、やはりこの近辺は、飛行機の騒音、80デシベルぐらいは発生するのですよと。不動産契約を結ぶときにおいて、そんな話を聞いたら、そんなにうるさいのだったら値段を下げてくださいというお話しに、常識的になると考えておりますので、また、新ルートが通った場合、不動産価値の評価が下がったら、

これはどう国は責任をとるのかと。これは非常に大きな問題だと考えておりますので、そのあたりのご確認をぜひお願いしたいと思っております。

そして、一番日常生活に影響を及ぼすのは、何より騒音です。本当に区民の生活が一変してしまうと思いますので、これも落下物ゼロと同じように、音はゼロでなければ、品川区、反対しなければならないと考えております。

それで、また、この請願にも書いてありますとおり、わずか1.1万回増えるにすぎないので、こうした区民に対して、生活の悪影響、デメリットを考えても、そこまでやる必要があるのかと。私はそう思っております。地方空港へ分散したほうが経済的効果が上がるという、まさに書いてあるとおりで、私としても、訪日外国人が増えること、そして、インバウンド効果を上げていくということは賛成なのですが、やはり方法としてこの新飛行ルートを通す必要はないのではないかと考えておりますので、まず、ここから具体的にお聞きしたいのですけれども、区は、こうした請願にも書いてあるとおり、地方空港の活用、東京都ではなくて首都圏というくくりでぜひ考えていただき、地方空港の活用ということなど、対案を出して、反対というだけではなくて、国土交通省もなるほどと、それならそうかというような、納得し得るぐらいの対案をこちらとしても出していただいて、専門家の方々の会議も開いて、こちらの議論で対抗をしていくというようなことをぜひやっていきたいのですけれども、この対案と専門家による対抗策はいかがでしょうかということがまず1点。

あと、また、先ほど区長が国土交通省に行って交渉したというお話も出ましたけれども、先日ご答弁いただいたとおり、口頭で済ませて、記録することはないというお話が出ましたが、その点についてはまた改めていろいろ別途お聞きしたい点ではありますけれども、今後、国土交通省との交渉内容は、ぜひともなるべくできるところまで情報公開を行っていただきたいと考えております。それはやはり先ほどから言いましたとおり、騒音や落下物等で区民生活に与える影響は非常に大きいものなので、そういった区民との議論を深めるという点においても、今後、交渉内容の公開ということをお願いしたいと思っております。それが第2点目。

第3点目としまして、やはり地域の同意というのが重要であるとともに、まだ区民の中で知らない方がたくさんいらっしゃいますので、この8割が本当に根拠があるのかというお話も出ましたけれども、ならば、品川区としても、一度世論調査などをとっていただき、どのように区民がお考えなのかということをより具体的に知るような調査をぜひかけていただきたいと思っております。この点はいかがでしょうかが第3点目。

あと、4点目としましては、最近、国土交通省からの発表で、情報発信拠点というのが、川崎市とか板橋区とか、また、最近では豊島区で設置されるようですけれども、情報発信拠点がなぜ一番被害をこうむり得る品川区で設置が行われていないのかということなので、ぜひとも情報発信拠点の設置、そして、一番被害をこうむる品川区ですから、3日とか2日とか短い期間ではなく、先ほど課長からもご答弁ありましたとおり、そうした常設の比較的長期間の発信拠点の設置、また、教室型説明会などをぜひ行っていただきたいと。これを強く求めていただきたいというのが第4点目。

最後に5点目としましては、関係区と連絡会を開いているということなので、そこは具体的にどこからどこなのか。当然、ルート直下の区でなければいけないと思うのですけれども、どこなのかということと、豊島区は、昨年大阪の落下物事故について、国に対してどういうことなのかというような要請文を出しておりますので、そうした他区の状況も参考にして、ほかの区とぜひ協調、同じような行動をとって、この問題に取り組んでいただきたいのですけれども、いかがでしょうかということ。

以上、5点、長くなりましたが、何とぞご答弁をよろしく申し上げます。

○鈴木都市計画課長

まず、ご質問の対案についてでございますが、これは委員のご質問の中で、区も学識者等を入れて、しっかりした対案を打ち出して、国民に求めていくべきではないかというところでございますが、国のほうで機能強化、新ルート案に至るまで、当然ながらさまざまな検討を重ねて、説明会の中での資料でもございますが、例えば、静岡空港ですとか、近隣の空港を活用する案、あるいは新たな空港をつくる、あるいは羽田空港自体をさらに拡張する案もございました。さらには、国際線の便数を増やすということですから、例えば、国内線の便数を減らしたらどうかということも、国のほうの検討の過程では、さまざまな内容の検討がされて、それも説明がされてございます。したがって、そういったところで、区のほうで国がやってきたことに対して裏づけをとるようなことは、今のところ考えてございません。これは、考えていないというのは、やはり国策ですので、国がしっかり行っていくべきだという理解でございます。

続きまして、交渉過程についての区民への公開ということでございますが、当然、これまで区が国のほうに出向いて、あるいは国の方が来庁して協議した内容というのは、交渉ということではございません。国のほうに出向いて要望してきたのは、これは再三再四、区のホームページ等でも出していますが、先ほど申しました3点、丁寧な説明と、落下物あるいは騒音対策について求めてきているものでございまして、国の来庁も、段階ごとの計画の説明を受けたものでございまして、そういったものは国のほうのホームページでもしっかり載せられていますので、当然ながら、今後、交渉を行う場合があるかどうかということも含めてですけれども、そういったことになれば、適時適切、これは今までもそうですが、これからも交渉記録を、あるいは議事録をつくる必要があるものはしっかりつくって、その過程についても区民の方にお知らせしていくということは、これは当然やっていきたいというところでございます。

それから、3点目の世論調査、これも、区民の方にしっかり理解をしていただく方法を積み重ねていくのは、これは国のほうでしっかり行うべきものでございまして、国のほうが区民の方にどの程度ご理解をいただいているかというところは、国のほうにしっかり考えていただきたいというところでございます。

4点目の情報発信拠点につきましては、これは今、羽田空港のほうに、騒音を体験したり、パネルが展示されている常設の展示ブースがございまして、これは当然、そこまで行かないと体験できないというところでございますので、区内で、規模は羽田より、そこまで大きくなくても、やはり区民の方が区内でこの計画案について常時知ることができるような常設の展示場についても、区として強く求めていきたいというところでございます。

最後、5点目でございますが、連絡会の話がございましたが、先ほどご答弁しましたように、大田区、港区等と連絡会を開いているところです。豊島区が、落下物に対して要望を出したところも承知してございます。こういった横の連携については、しっかりとっていきたいというところでございますが、東京都のほうでも、その意味では、取りまとめといいますか、情報共有、国の動き等々について共有する場を設けてございますので、そういった場でいろいろな情報をとりながら、区単独ということもございますが、他区の動きを見ながら取り組んでいきたいというところでございます。

○筒井委員

対案は既に出尽くしたというようなご答弁をいただきましたけれども、国として、当然、やりたいというような力が大きいわけですから、それに合わせた専門家の方とかに聞くような形になっているので

はないかと考えているのです。

やはり不動産の価値の下落の話だとか、ほかにも滑走路増設とか、当然、今、バスとか交通機関も発達していますので、地方空港の活用とかいうようなお話をされている方もおりますので、どのレベルの会議体にするのかは別として、そうしたいろいろな、この新飛行ルートに対して問題意識を抱えている方々のご意見を広く聞いて、それで国に対して求めていくというのは必要なのではないのかと。ただ黙って、品川区が指をくわえているのでは、国にとっては、同意したのだなということにも捉えられかねないので、ぜひ積極的に、こうした方策もあるとか、もう少し期間を置いてじっくり考えていったほうがいいのか、そうした対案を積極的に出して行って、今後、交渉を重ねていくということが必要だと思っておりますので、ぜひやっていきたいのですけれども、その点、どうお考えなのでしょうか。

また、世論調査についてなのですけれども、国がやるべき問題だから区はやらなくてもいいということなのですが、国がなかなかやっていただけなので、こちらとしてもやはり区として今、区民はどう感じているのかということ国に対して強くアピールするために、世論調査などをかけたほうがいいのかと考えておるのですけれども、その点、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○鈴木都市計画課長

区としても、対案を採用すべきではないかというところを学識者を入れて検討するというのは、これはそうした声がフェーズの説明会でも出ているということは伺っています。その場で国のほうが説明を、こういった対案についてはこういうところで今回の案に計画案として取りまとまっているのですよというところを説明していただいているというのは聞いていますので、やはりそこは国が検討過程も明確にして、透明にして、しっかりあわせて説明していただくべき内容ではないかと考えてございます。

それから、世論調査、これも先ほど私のほうでお話しさせていただきましたが、教室型の説明会ですとか、あるいは区内に常設の展示説明ブースの設置ですとか、こういったところをやっていただいて、区民の声として、一体どういう不安がまだ払拭できないのか等々を含めて、そういった区民の声をどう把握するかというのは、国のほうにもやはりこれからきちんとして過程を踏んで、強く求めていきたいと考えてございます。

○筒井委員

ぜひやっていただきたいのですけれども、情報発信拠点の常設とか、教室型説明会とか、区が再三求めているにもかかわらず、やっていただけない。そして、区が納得する一つのラインという落下物ゼロということも、現時点では不可能ということなので、現時点ではこれ、撤回を求める表明をせざるを得ないと私は考えているのですけれども、リミットも2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせてということであれば、非常に時間がないということなので、区としては、今までの国のそうしたある意味不誠実な態度についてどう思っているのか、そして、今後それが改まるということはあるのか、どうお考えでしょうか。

○鈴木都市計画課長

区も丁寧な説明を強く今まで求めてきたわけですが、やはりさきの一般質問でもご答弁させていただいたように、このまま何もなければ、納得しかねるというところがございますので、やはり地域への説明については具体化するようにはっきり求めていきたいと。その点については、担当レベルでも何度も話をし、近々にそういった打ち合わせを行うというところまで、説明をどうしていただけるかというところをしっかりと具体的な打ち合わせをしながら、説明を求めるだけではなくて、いかに具体化していただくかというところを強く取り組んでいきたいというところがございます。

○筒井委員

このままだと納得しかねるということを、国に伝えると。そういった理解でよろしいのでしょうか。

○鈴木都市計画課長

このままやはり何もやっていただければ納得できませんというのは、しっかり伝えたいと思います。その上で、丁寧な説明を具体的に行っていただける方法を国のほうで提示していただいて、実際行っていただけるように取り組んでいきたいというところでございます。

○たけうち委員長

ほかにご発言はよろしいでしょうか。

○安藤委員

2点伺いたいのですけれども、まず1点目は、近隣区との情報交換、情報共有ということで出ていますが、改めてどこどこの区で、どういう集まりで、どれぐらいのペースでやっていて、その中ではどのような話が共有されているのか、伺いたいというのが1点です。

もう一つは、今後の予定というところで、先ほどから幾つか出ていると思うのですけれども、資料がシンプルなもので伺いたいのですが、第5フェーズがあると聞いているという話もありました。あと、丁寧な説明については、近々、今、答弁がありましたけれども、具体化に向けて打ち合わせも行うという話もありました。さきの一般質問で、前回の委員会では私たちも紹介しましたけれども、今後2020年までの具体化に向けては、現在とまっている国の協議会が開かれる予定で、その協議会の前に、先ほど区からも紹介がありましたけれども、東京都の連絡会というのが開かれるという流れになっていくわけですが、今後の予定というところで、2020年の実施まであと少しなわけですから、もう少しそこら辺を具体的に、今言った会議体の有無も含めて、国からどのように聞いているのか、伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長

関係区といいますか、連絡会を行っているのが、品川区と大田区と、それから、港区、目黒区、渋谷区等でございます。その中身については、例えば、会議を開く回数については、必要に応じてというところでございますが、会を開くだけが連絡のとり方ではございませんで、例えば、落下物の事案が発生したというときに、なかなかストレートにそういうことが発生しましたというのが第一報として関係区に情報提供されなかったりというところはございますので、そういったところの連絡のとり方ですとか、そういったことの共有を日々行っているというところでございます。

それからあと、今後のスケジュールでございますが、先ほど委員のほうからも、国のほうの仕切りで協議会の開催ということがございましたが、この開催の時期については、2020年のオリンピックまでというのは、これは国のほうも説明してきているところでございますが、先ほどの協議会をいつ開くというようなところの具体的な話は全くございません。

今、口頭で担当者レベルで聞いているのは、次のフェーズの説明会を行う予定だというところでございます。

○安藤委員

今後のことについては、ほとんど聞かされていないという状況なのかなと思ったのです。近隣区との打ち合わせみたいなの、情報共有みたいなのをやっているという話もありましたけれども、目的というものよくわからないなと思ったのですが、もう少しそこら辺、何のために集まって、どういうことを目指しているのか、そこはもう一度聞かせていただきたいというのがあります。そこだけ最後にお願いし

ます。

○鈴木都市計画課長

新ルート案については、先ほど来申し上げているとおり、国の事業でございます。国の取り組みで影響のある区が複数区あるというときに、やはりいろいろな情報を共有したりするということは非常に大事なことでございまして、何かの目的、何かに向かって、連絡会一丸となって何かを取りまとめているということですのでその会を行っているわけではございません。やはり1つは、こういうときは、ほかの区にこういう説明があったのにこちらには何もなかったとか、担当者レベルで行っていますといろいろなお話もあるでしょうから、そういったところを情報共有して、しっかり区としての認識の共有を図っていきたいというところで行っているものでございます。

○安藤委員

関係する、かなり近隣区といたしますか、直接影響を受けるところが集まっていると。その中で、品川区は着陸寸前ということで、かなり影響が大きい区になりますので、単なる情報共有というのではなくて、ぜひ区としてあの計画はいかがなものかというところで、その中でも議論をリードしていただきたいと思えますし、来るべき協議会で、その前に東京都が開く連絡会では、品川区から直接副区長が参加するわけです。これまで開かれていなかったのですけれども、いよいよ開かれると。副区長もぜひここはその場で、最終的には国が決めるかもしれませんが、しかし、区としては反対だと。これは容認できません、違う案を考えてくださいというふうに私は言うべきだと思いますし、そういった区が増えるような打ち合わせというのを、ぜひその連絡協議会みたいなところでは、近隣区とでもやっていただきたいと私は思っております。

本日の請願ですけれども、3,000筆に迫る勢いと。本日も多数の方が傍聴に見えていますけれども、やはりさきの本会議で羽田新ルート案が多数取り上げられて、大きな前向きな変化もあるということを感じて、この請願も採択されるのではないかと大いに関心を持ってお集まりだと思います。特に公明党のほうからは、国交省に対し、品川区上空を飛行しないルートの再考を強く求めてきたいと表明をされました。非常に重要だと思っております。

3,000筆というのは、本当に会の方々も、何度も何度も街頭に出て集めて、本当に一筆一筆にこの問題に対する不安や、何とかしてほしいという思いが入って大変重いものですから、ぜひ賛成するにしても、反対するにしても、いろいろあると思いますが、しっかり態度表明をされる際は、今はこういうことですということでも構いませんが、ぜひその理由も述べていただきたいと私は思いますし、お願いしたいと。お願いですけれども、思います。

1点、提案なのですけれども、国に撤回を求めるというこの請願にももちろん賛成の立場でありますし、先ほど筒井委員のほうからもそういった表明もありましたけれども、ただ、予定される2020年の実施まで本当に時間が残されていないわけです。やはり議会として、一步一步でも着実に前進していくということが大切だと考えていますし、実際、さきの本会議ではそういったこともあったのではないかと思います。それは区民の世論が本当に動かしたのだと感じているのですけれども、少なくとも、本会議の一般質問の内容を見ましても、現状では区民の理解を得られていないということ、それと、このまま現行計画案を進めることは容認できないというこの2点は、みんな一致していると思うのです。もちろん筒井委員と西本委員も、この計画そのものに対して非常に強い反対の意思を持っていると私は認識していますけれども、そういった中で、少なくとも一致できるこの2点で、最新の段階で共通で皆さんで合意できる点での意見書案というのを建設委員会としてまとめて、区議会で改めて出していくというこ

とが私は必要なのではないかと思うのですけれども、ぜひ委員長にそういった提案をしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○たけうち委員長

申しわけないのだけれども、今、請願審査でかなりの時間をかけていて、そういう別のお話をされても今すぐに決められないと思いますので、後ほど正副で検討します。請願についての質問があれば、続けてください。よろしいですか。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ほかの発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成30年請願第13号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

本請願を継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもあわせてご発言ください。

自民党・子ども未来。

○大沢委員

自民党・子ども未来は、本日、結論を出すでお願いします。結論は、不採択でお願いいたします。

理由を申し述べます。請願内容の前文については、先ほど一つ一つの事象を確認させていただきました。その事実確認の上で、不安という心情に対しては、大いに共感をするとともにあります。それとまた、我が会派でも先ほど安藤委員からお褒めをいただきました。一般質問におきまして、地域への説明の不足が否めないという旨の質問を、私どもの会派の一員がさせていただきました。

こういった状況については十分認識をし、理解をしているところではありますが、請願内容に目を転じてみますと、新ルートを撤回してくださいということについては、先ほど来の課長のご答弁にもありますように、本来であれば、国策であり、国の仕事であります。しかし、区の立場、議会の立場としては、これは不可能に近い、権限外であるので、このところに応じることはできません。

また、次の、国交省に働きかけをするということに関しましても、我が区議会からも以前に意見書をしっかりと出しております。意見書に関してさらに進化をさせながら、今後この問題については取り扱っていくのが妥当と考えますので、以上の理由から、この請願に対しては不採択を主張します。

○あくつ委員

本日結論を出すというところをお願いしたいと思います。不採択でお願いいたします。

理由を述べます。先ほど来、共産党の安藤委員から丁寧なご説明をいただきまして、私どもの質問の書き起こしですかね、それとあと、答弁についても、おおむね間違っていない内容だと思いますけれども、一応、念のため役所側の答弁を確認いたしますと、私が書き取ったものだと、「今回の議員のご意見を重く受けとめ」というところ、ちょっと中略しますけれども、「今後、国がさらなる具体策を示さずにこのまま計画を進めることは、区としましても納得できるものではございません。区としましては、区民の立場に立ち、地域の声をしっかりと国に届けるとともに、今後のさらなる具体的な対応策について、今まで以上に強く国に求めていく必要がある」ということで、私どもの質問と、自民党に対してもそれに近いご答弁がありましたけれども、かなり今まで以上に深いご答弁、突っ込んだご答弁をいただいたかと思います。

特に先ほどもありましたが、一般質問で私どもも申し上げましたが、騒音、そして、落下物、また、周知不足、説明不足、先ほどの資産価値の低下ということについては、これはいろいろな考え方があると思うので、行革でも申し上げましたけれども、価値が下がるのか、これについては、はっきり言って、

現段階ではわかりません。私もわかりません。ただ、そういうものを述べる中で、間違っただけの基準を使ってはいけないということをお先ほど申し上げたのですが、そういったことも申し上げながら、前文を見たときに同感できる部分は確かにあります。

ただ、請願内容の部分を拝見すると、まず、第1文目の「撤回をしてください」ということ、これは、課長から、品川区のほうからも、これまで行革でも何度も答弁がありました、決定権者は国でありますから、撤回を区がすることはできないので、こういったものをお出しするということは、願意に沿いがたいと思います。

2点目の、「品川区民に犠牲を押し付けないよう国交省に働きかけてください」というところですが、先ほど私、答弁を読み上げさせていただきましたけれども、区としては、現段階においては説明を求めていくということのご答弁をいただいていますので、この段階で区が今反対と、撤回を国に求めるということ自体が、果たしてどうなのかなど。これは私はちょっと疑問に思いますので、この件については不採択とさせていただきたいと思います。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択なのですけれども、もちろんこの請願の内容自体が、細かい文言とかはいろいろ意見がありました。しかし、やはりこの新ルート計画ということに対して、区や区議会がしっかりと、だめだよと、反対の意見を表明してほしいという内容なのです。区民の方ですから、いろいろ表現が至らないところですか、不正確なところもあるかもしれません。ただ、私は、例えば、確かに品川区は撤回はできません。品川区がやることではないからなのですが、ただ、区民の、請願者の皆さんの思いというのを酌み取るということはおすごく大事だと思うのです。ですから、文言の問題だと私は思っています。ということが言いたかったのです。

それと、実際、品川区が、先ほど区民の意見を集約する必要があるのではないかというお話もたくさんありました。そうだなと思って聞いていました。品川区議会というのは、やはり区民から選ばれた意思決定機関なわけです。区長は執行機関なわけです。トップなわけですけれども、区議会の議決というのは、非常に区民の意思の反映になるわけです。ですから、品川区議会がこの計画に対して「ノー」と言うことが、この請願を採択することで、区議会の議決として、あるいは意見書として明確になれば、それは本当にこの計画を国が進められないというような状況になると私は思います。先ほど質疑の中でも紹介しましたように、安倍首相自身も、地元の理解を得てということをおっしゃっているわけですから、やはり私は、地元が理解していないという意思を、区民の皆さんの思いを受けて、しっかりと区議会が表明するということが大事だと考えております。

最後になりますけれども、先ほど大沢委員のほうから、意見書をさらに進化させながらというお話もありました。この時点で、この文言で、請願で、全会一致で採択というふうにならなかったとしても、やはりそういった今、刻々と実施に向けて時間が来ております。状況もさらに切迫しております。意見書をさらに進化させていきながら、改めて一致できるところで区議会の意思を示していくということは、やはり私も大事だと思っておりますので、先ほどの提案の件もぜひ検討をいただきたいと思います。

○松永副委員長

本日結論を出すで、不採択といたします。

理由としては、我が会派では、区民への説明がいまだに不十分であり、また、この新飛行ルートの内容を知らない方も多くおられる中、また、決定機関が国であるということもありまして、新飛行ルート

の撤回をということに関しては、不採択といたします。

しかし、区民への周知は早急に行われなければならないものと考えておりました、そのためにも、今後、国に対して改めて教室型説明会などの周知策をとるよう要望していただきたいと考えておりますので、その辺、よろしく願いいたします。

○西本委員

私は、継続審議です。

この表題を見ていただきたいのですが、「新飛行ルートの撤回を国交省に求める請願」と書いてあるので、国交省に求めたいのですという請願なのです。もちろんこの文章、一番下を見ると、その文章にはなっていない部分があるので、これは書き方の問題かなと思っておりますが、やはり文中を見ましても、国交省に計画撤回を強く申し入れていただきますようにということをおっしゃっているので、趣旨はそういうことなのだろうと私は受けとめました。

これは特別委員会で、行革の中で、2年ですか、3年ですか、議論されて、今回、所管が変わりました。建設委員会ならではの議論というものこれから必要になってくるのではないかと。また、2020年ということで、時間はないにしろ、やはりこれから品川区の態度というものもしっかり示していかなければいけない。国策だ国策だと言っておりますけれども、地元の理解が得られなければならないということもあるわけです。そういうことであるならば、やはり継続して当委員会で議論を進めていくというのが筋ではないかと思っておりますので、私は継続して審議をしていただきたいと思っております。

○筒井委員

本日結論を出すで、採択でお願いいたします。

先ほどから国策だから仕方ない、最後には国が判断することだから、品川区議会としては何も言うことができないような旨のご発言もありましたけれども、私としては、区が東京都、ひいては区の財源が奪われているという今の法人住民税の問題、およびふるさと納税に対する問題と同じように、国の政策に対して反対する働きかけということ自体は認められると思っておりますので、それと同様に、もちろん新飛行ルート案に対して反対する働きかけというのは当然認められると考えております。

それを踏まえて、そうした区的意思、区民的意思というのを踏みにじるのかどうか、無視するのかどうかは最終的に国が決めることで、それは国政のほうの審判にかかってくると思っておりますけれども、反対する働きかけ、撤回を求めるということ自体は認められると考えております。

そして、先ほど課長からもご答弁がありましたとおり、品川区の納得するラインの落下物ゼロというのは、現時点の技術では不可能、無理なものですから、区の納得ラインではない。また、現時点の今までの国の態度は非常に不誠実、そして、ここで品川区の意思表示として、しっかりと認められないということを示すためにも、今回、この請願は認められるべきと考えます。そういう理由で採択とさせていただきます。

○たけうち委員長

本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、請願第13号を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○たけうち委員長

賛成者少数につき、結論を出すことと決定いたしました。

それでは、請願第13号は、本日結論出すことに決定いたします。

西本委員、改めてご意見を伺います。

○西本委員

本日結論を出すということの決定がありましたが、この趣旨というのは、非常に私は賛同するところがありますので、本来は継続的に審議をしていきたいところではありますが、採択という形でお願いします。

○たけうち委員長

それでは、それぞれの委員のご意見を伺いましたので、まず、請願第13号につきまして、挙手により採決を行います。

平成30年請願第13号、都心・品川上空新飛行ルートの撤回を国交省に求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○たけうち委員長

ありがとうございます。賛成者少数でございます。よって、本件は、不採択と決定いたしました。

以上で請願・陳情審査を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時36分休憩

○午後1時40分再開

○たけうち委員長

建設委員会を再開いたします。

(2) 平成30年陳情第9号 大森駅前住宅前駐輪場移設の具体的な検討についての陳情

○たけうち委員長

それでは、次に(2)平成30年陳情第9号、大森駅前住宅前駐輪場移設の具体的な検討についての陳情を議題に供します。本件は初めての審査になりますので、まず書記に朗読させます。

[書記朗読]

○たけうち委員長

朗読が終わりました。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○古郡交通安全担当課長

それでは、平成30年陳情第9号に関して、ご説明いたします。A3資料で配付しています大森駅水神口自転車等駐車場（区道歩道上）についてをご覧ください。

資料左側上段の大森駅周辺放置禁止区域図であります。放置禁止区域につきましては、緑色と赤色で示しております。赤色の部分が平成25年5月に放置禁止区域を拡大した部分となります。資料上段の図であります。大森駅周辺放置禁止区域図の大森駅水神口自転車等駐車場（区道歩道上）の部分を拡大したもので、今回陳情が出されております場所となります。

この図の①の部分が日立大森ビル前自転車等駐車場で、中段の写真①でございます。図の②の部分が

大森駅前住宅前南側の自転車等駐車場で、中段写真②でございます。大森駅前住宅前の自転車等駐車場部分には、歩道上に緑色の路面標示により自転車ラックへの誘導レーンを設置し、「歩いて通行」と表示し、自転車の乗用者に対して注意喚起をしております。図③の部分が大森駅前住宅前北側の自転車等駐車場で中段写真③でございます。歩道の入り口には自転車の走行抑制を図るために、歩道上にパイプ柵を設置し、あわせて自転車走行禁止の啓発看板を設置しております。図の④の部分が区道に自転車のマークを設置して、自転車が通行すべき部分を明示しており、この部分を走行するようにお願いしているところでございます。

資料下段の左側の写真が大森駅前の放置自転車の状況になります。資料下段中央の放置状況の表がありますが、各年度の放置自転車の警告札の取り付けおよび撤去数をあらわしており、平成25年には区道歩道上に新たに自転車等駐車場を設置し、大森駅の放置禁止区域を拡大して警告・撤去等の対策を行ったところ、平成25年度には撤去日数168日間で警告札取付台数が3,308台、1日当たり19.69台、撤去台数1,704台、1日当たり10.14台であったものが、平成26年度には前年と比べ約7割減少しております。しかしながら、平成27年からはほぼ横ばい状態で推移しており、平成29年度には撤去日数111日間で警告札取付台数が808台、1日当たり7.27台、撤去台数が344台、1日当たり3台となっております。若干ではありますが増加しておりますので、今後も引き続き放置自転車対策を行ってまいります。

資料下段の右側の利用状況の利用率をご覧ください。平成26年度からになりますが、①の日立大森ビル前につきましては、各年度とも120%台となっており、駅直近ということもあり非常に利用率が高くなっております。②、③の大森駅前住宅前につきましては、平成26年度から増加傾向にあり、平成29年度には利用率が70%となっておりますが、本年度は2カ月間でありますが54%となり減少しております。また、全体の利用率は80%前後と推移しておりますが、本年度の2カ月間では74%と減少傾向にあります。

陳情の要旨にあります2点についてですが、今後の移設につきましては、放置自転車が一旦は減少しましたが増加傾向にあること、本年4月下旬には大森駅水神口自転車等駐車場の整備が完了し、供用を開始して間がないことから、今後も自転車等駐車場の利用状況等を調査するとともに、マンション等の整備の動向を踏まえて検討していきたいと考えております。また、自転車等駐車場の増設につきましては、現在のところ大森駅前に適地がないことから、民地も含めまして候補地を検討してまいりたいと思います。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご発言願います。

○あくつ委員

大森駅水神口の駐輪場については、数年前に設置の前に住民の方がこれに対してさまざまなご意見があるということで座り込みもされた状況も私も実際に拝見もいたしましたし、直接ではないですが、私どもの会派の地元の議員がいろいろお話も伺って、区とのお話合いにも汗をかいたということもありましたので、非常にその当時から関心を持って見ていたところです。その後、地下駐輪場もできて大分解消されてきたのかなと思いつつ今資料を見ると、思ったほどそんなに減ってはいないのかなというところがちょっと意外ではあったのですけれども。

今回陳情をいただいた方からもご連絡をいただきまして、私どもの会派でもお話を伺いました。その

中でちょっと幾つか確認をさせていただきたいのですけれども、今回の陳情の中で、今年度から部分的段階的にでも現在の駅前住宅前の駐輪機器、現在のものを移設ができないのでしょうかということが陳情の要旨の一番目に出ているのですけれども、ここについてのお考えを伺いたと思います。

まずはそこを伺いたと思います。

○古郡交通安全担当課長

段階的な移設の検討というよりも、まずは利用状況等をしっかり精査しながらやっていかないと、移設と撤去ということに関してはやはり利用状況をしっかり把握をして、どれだけ需要があってどれだけとめられるのかというのを今後もやはりしっかり把握をして、それである程度の結論を出したいとは思っておりますけれども、まだそういった段階にはないということで考えております。

○あくつ委員

年間の放置状況のデータは出ているというところです。それと、2点目に陳情の要旨の2番目には、今おっしゃっておられた利用状況について早急に分析をしていただいて移設の検討をしてくださいと、そういうご要望があるのですけれども、これはもっともなことかなと思うのですが、先ほど利用状況を見きわめたいということだと思うのですけれども、今後利用状況についてどういう形で見きわめをされていくのか。期限とかどれぐらいのスパンでこの動きについて見ていくのか、区のお考えを伺いたと思います。

○古郡交通安全担当課長

期間につきましては、分析をするには1年ぐらいのスパンの利用状況を勘案しなければならないと思っております。

○あくつ委員

済みません、1年というのは何から1年ということですか。この陳情から1年ということなのでしょうか。

○古郡交通安全担当課長

4月29日に大森駅水神口の駐輪場の整備が全て完了し、供用を開始していますので、そこから1年と考えています。

○あくつ委員

では、わかりました。確認ですけれども、そうするとめどとしては来年の春ぐらいには大体の状況が見えてくる。その上で、この今の移設のところについても、その分析を踏まえて考えていく、こういうことでよろしいのでしょうか。

○古郡交通安全担当課長

そうですね。1年ぐらいを見て、その利用状況等を踏まえてそういったことを検討していきたいと思っております。

○大沢委員

今課長のご答弁の中で、利用状況を踏まえてというお話がありましたけれども、いただいた資料の右下のほうに利用状況とありますが、その横に放置状況ということでおのおのパーセンテージが出ているわけですけれども、おおむね大体どれぐらいになったらかじを切るというような数値目標というのはいないのか教えてください。

○古郡交通安全担当課長

数値については、いまだ状況の分析が終わっていませんので、数値に関してはちょっとまだお答えは

できないような状況でございます。

○あくつ委員

何回も質問して申しわけない。さっき聞き忘れてしまったのですが、大森駅前住宅前駐輪場を設置した業者、あと指定管理をしている事業者との契約というのは、たしかもう5年くらいだったと思うのですが、これはどのタイミングで切りかわるのか、確認をさせてください。

○古郡交通安全担当課長

指定管理委託をしておりますので、5年間継続で、平成29年度にやっておりますので、そこから5年になります。5年ごとでやっておりますので、そこでまたかわるといことです。

○あくつ委員

本当に申しわけない、これで最後ですから。確認ですけれども、平成29年度に切りかわったのですか。平成29年度から始めているから5年間ということで33年度までということなののでしょうか。ちょっとごめんなさい、確認させてください。

○古郡交通安全担当課長

そうです。指定管理者として指定しておりますので、そこでかわるといことでございます。

〔「平成29年からか。平成25年からではなくて」と呼ぶ者あり〕

○古郡交通安全担当課長

平成28年度に決定をしまして、平成29年度からですので、平成29年度から5年間指定管理者といことです。

○安藤委員

まず、近隣の駐輪場の台数なのですが、公園内の平置きのところの台数と、あと地下式の台数ですね、あと住宅前は合計123台といことですが、②番と③番といこと写真が分かっているといことですが、住宅の前の入り口から北側と南側とい感じだと思つたのですが、もし北側と南側のそれぞれの台数がわかりましたら、内訳を教えてくださいたいと思つた。あと、利用状況を直近のものでいいのですが、パーセンテージといことですか、それも今伺ついたところわかれば教えてください。

○古郡交通安全担当課長

まず最初に、平置きの台数ですが、当日に関しては公園内が279台になっております。歩道上については住宅前が123台、日立大森ビル前が42台、合計165台になります。当日利用については444台が公園を含めてとめられるような状況となっております。

直近の利用状況でございますが、住宅前の北側でございますが、それについては23%、住宅前の南側が83%、日立前が132%、全体で165台、全体でいきますと74%でございます。

○安藤委員

わかりました。陳情の内容で「部分的、段階的にでも移設していただけないか」とい話ですが、住宅前の②番と③番で、②番のほうが南側ですね、83%、北側が23%、ならずと54%なのですが、かなり差はあるなと思つた。こちら請願された方々が調査をされたといこと数字を伺つたのですが、この5月のようですが、1カ月間台数を数えたそうです。一定時間出勤時間が落ち着いた午前中11時ごろと聞いていますけれども、北側は多い日でも24台で少ない日は2台とい日もあったといこと平均は13.3台だと。パーセンテージにすると先ほどのように23%ぐらいたといことですが、やはりかなりこの部分については利用されていないのかなと思つた。

先ほど台数を伺ったのは、ごめんなさい、この駐輪場を使う方は全体的に大森駅を使って出勤する方が多いと思うのです。台数を聞いたのは、当日だけではなくて、公園内に何台台数が用意されているのか、そちらのほうのパーセンテージは大体どれぐらいなのかと伺ったので、ちょっと後でわかれば教えていただきたいと思います。

それと、資料の右下のほうの説明で、②番、③番合わせてですが70%昨年度あったのが今年の5月分まででいうと54%ということで減少しているというご説明がありましたけれども、この理由は品川区としてはどのように分析をしているのか伺いたと思います。

○古郡交通安全担当課長

駐輪場全体の台数ですが、先ほど説明した部分と定期利用などをあわせて1,247台となっております。その中で現在までのところは全体の利用率が73.3%になります。地下機械式については65.9%が利用されている状況でございます。この減少した理由というのが、平置き駐輪場の開設に伴ってそちらのほうに流れているものだとは思っております。

○安藤委員

わかりました。やはり新たな駐輪場整備などで改善が進んでいるのかなと思います。

あと、地下式がやはりすごく少ないですね。まだ利用されていないかなと思うので、こちら定期利用のみだと思うのですが、何らかの理由でもう少し稼働率というのでしょうか、せつかくかなりそれなりに設備投資をしてつくったところですので、もっと利用者にとって使いやすいような環境整備でもう少し利用率を上げられないかと思うのですけれども、そこらについての考えはいかがでしょうか。1点お伺いしたいと思います。

2点目は、陳情の中に書いています、実際にあまり、特に北側のほうとかは利用されていない状況が垣間見れたのですが、一方でそういったあまり利用されていないスペースの駐輪場があることで、歩行上の困難があるということが書いてあります。デイスサービスの送迎者がとまれないような現状があったり、反対側まで行かなくてはいけないという話も伺っていますし、あと、安全上のために設置されたはずの柵が逆に柵でおりないで通ってしまう自転車もあることで道が狭くなっているのが危険になってしまっているという問題ですとか、その近隣の保育園児が歩いたり、スーツケースを引く旅行者の皆さんとかシルバーカーを押すお年寄りなどの通行の妨げになっているという話も聞きました。陳情にも書いていますので、区としてはこれらの周辺住環境にとっての問題点についてどのように認識しているのかもあわせてお伺いします。

○古郡交通安全担当課長

まず、地下式の利用率を上げる工夫につきましては、今後も広報・啓発活動を積極的に行って、利用者の拡大を図っていきたくと考えております。安全上に関しては、自転車が高速度で走行することで危ないということですので、パイプ柵を設置して走行抑制を図っている状況でございます。ですので、今後もそういった形で自転車の走行に関して広報・啓発活動を行ってまいりたいと思います。

○安藤委員

安全の話については、現状でもそういう危ない状況があるということは今ご答弁あったと思うのですが、実際啓発してもなかなかすぐそういった危険な通行が全くなくなるという状況にはなかなかなりづらいのかなと思いますし、やはりそういった柵まで設けてこういった施設をつくってはいるのですけれども、それが逆に余り利用されていない上にそういった近隣の方にとって生活に支障を来しているというのは私はいかがなものかと思っております。デイスサービスの送迎車のことについては把握し

ていますか。ここがやはり駐輪場になってしまっていると乗り降りできないのですよね。向かい側まで行かなくてはいけないという現状というのは、やはり私はいかがなものかと思うのですが、そこら辺については区としてはどのように認識しているのか伺いたいと思います。

あと、あわせて、地下式の駐輪場のところは啓発活動を今後もしていったという話ですが、そこに駐輪場があるということを知らないという人が多いから使われていないという点もあるかもしれないのですけれども、啓発してもやはり使わないという方もいるのではないかと思って、もう少し、例えば定期だけではないものにするですとか、利用料金を再検討するですとか、もう少し使いやすいように整えて、そういう環境をつくっていくということも必要なのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。これが2点目です。

最後ですけれども、3点目ですが、マンション建設の状況、結構増えていると、これから増えるという話も聞きますけれども、こういうのはどういうふうに区としては影響というのですか、それを調査・把握していくお考えなのか伺いたいと思います。

○古郡交通安全担当課長

デイスサービスに関しては、デイスサービスのほうから苦情等は来ておりません。また、図の②のところに関しては、②と③の間に入出口がございますので、そういったところで利用していただければということでございます。

また、反対側を使うということですが、それは利用者の方が回っていただいて隣接するところに着けて駐車をしていただいて、乗り降りをするという形で十分かとは思いますが、デイスサービスの方から苦情とかそういったものは今現在のところ来ておりません。

あとは、地下式の使いやすい環境、今でも空いていればすぐに使えますので、その辺も含めて利用者に啓発活動をする、あとは当日利用している方にもいろいろ啓発活動をしまして、当日利用が多い場合については定期のほうがお得ですよといった形で広報・啓発活動をしていきたいと思っております。

マンションの建設の動向なのですが、平成26年4月から平成30年6月までの間に、この南大井と勝島で29棟、3,185戸ができております。今後の予定につきましては、南大井で13棟で743戸できる予定になっておりますので、この辺の動向を踏まえながら考えていきたいと考えております。

○安藤委員

苦情は来ていないということですが、実際今回陳情という形になりましたが、これも実際住んでいる方の、利用者の苦情になると思いますので、先ほどの柵の問題もあります。自転車レーンはあるのですけれども、そこに駐車している車とかがあると自転車もやはり歩道を通っていくと。もともと一定の幅があった歩道なので、そういった行動をとる自転車もあると思うのです。ですから、ちょっとこういう区民の声と実態というのをぜひ正面から受けとめていただきたいなと思います。

○西本委員

確認をいたします。この陳情の中の理由の2段落目でしょうか、「住民、周辺保育園の園児たち、近くのホテルに向かう旅行者などの安全を脅かしております」という文言があります。そして、その下のほうにも「大変恐ろしい思いをしております」という。先ほどのご答弁ではデイクアサービスの送迎に関してのクレームといいますか問題提起はないような状況なのですが、ここに書かれているようなそういうものに関してはいかがでしょうか。

○古郡交通安全担当課長

歩道に関しては3.5m以上確保しておりますので大変広がっております。ですので、あとは自転

車の走行に関しては、やはり注意喚起をしていただくという形でやっていきたいと考えておりますけれども、安全を脅かすというか、歩道は3.5mと広がっておりますので、それについては確保されていると認識しております。

○西本委員

ありがとうございます。ということは、これは「脅かしております」というのは違うということの認識でよろしいでしょうか。具体的にいろいろなことがあって危ないよという警告をされていることなのかなと見たのですけれども、区は、いや、そういうことではないですよという認識でよろしいでしょうか。

○古郡交通安全担当課長

区のほうにそこが危険で看板を設置してくれだとかそういった苦情等はありませんので、そういった認識でございます。

○西本委員

ありがとうございます。わかりました。

ということは、安全は確保されているのだろうなと思っております。ですので、かなりそういう心配があるということのお気持ちはわかりますけれども、実際はそういうケースはなかったということで確認をさせていただきます。

それで、マンション等の戸数がこれからも増えていく地域だということです。それを考えると、②番と③番の利用状況を見ると平成29年度が70%、まあ100%になっていないと言いつつも、結局駅に近いほうの①が132%、今年の5月には132%に増えているということは、そういうところがこれからどんどん増えてくるだろうなと。結局は、とめられないと②番、③番と当然移動するわけですよね。なので、大森駅水神公園の整備がなされてから1年ぐらいは様子を見るということだったのですけれども、それ以上に、周りの環境を見たときに、様子を見なければいけない時期というのは1年以上必要なのではないでしょうか。なぜかという、やはり人口の増え方を見ないとなかなかこれは撤去していかどうかという判断にはならないのではないかと思いますのですが、1年で十分でしょうか。

○古郡交通安全担当課長

1年で判断するというのではなくて、1年間で利用状況を把握しながら今後検討していくということでございますので、ですので1年で利用状況を見て、また人口の動向だとかそういったものを加味しながら検討していくという形になりますので、今現在では判断がつかないというような状況でございます。

○西本委員

多分この大森周辺の放置自転車の状況というのはいろいろ変わってくるのだと思うのです。ですので、地域のマンション等の建設もそうですし、いろいろな状況を踏まえて決断をしていく形になると思うのです。私は逆に収容し切れなくなってしまった場合に、この自転車駐輪場があったとしてもまたそこに放置自転車が出るような状況になってこないかというのを逆に心配しているのです。だから、今少ない状況だからといってそれが将来にわたってそうかというところでもないなという思いがあるのですけれども、それらの見立て、それから安全面を考えるとはっきり言って駐輪場があったほうが安全だと思います。そこにとめなければいけないわけですから。そこを撤去してしまったら、あ、ここに置いていいのかなとなってしまいますので、逆に放置自転車を促すような形になってしまうのではないかと思いますので、その辺の見立てについてはいかがですか。

○古郡交通安全担当課長

委員ご指摘のとおり、やはり放置状況だとか収容し切れない状況を生まないように、それを慎重に検討していきたい。分析をして、利用がないからといって直ちに撤去できるかということ、やはりそれは難しいのかなというところで考えております。

○筒井委員

今いろいろなお話が生まれて、もうちょっと分析は必要かなと考えております。先ほど出ましたデイケアサービスの件と、旅行者や園児の通行の妨げ、危険にさらされているということも区としてこの陳情者の方たちと認識は一にしていけないということが見られました。この点、分析で本当に交通に支障がないとかデイケアサービスの送迎の件とかもその分析のうちに入れて、このあたりも今後ぜひ検討していただきたいと考えております。

あと、もう一つ、交通の安全性とともにこの陳情者が述べている美観の件なのですけれども、区としては、個人の感性によるかもしれないのですが、美観について損なっているとお考えなのでしょうか。また、美観が損なわれているという区民のお声というのは入っているのでしょうか。

○古郡交通安全担当課長

美観の関係でございますが、私のほうとしては、駐輪場のラック幅も広くとって置きやすい駐輪場としております。ですので、整然と自転車が並んでいるような状況ですので、美観を損ねているという考えはございません。

〔「そういう声は入っていますか」と呼ぶ者あり〕

○古郡交通安全担当課長

そういった美観を損ねているという声は陳情者の方からは入っておりますが、そのほかの方から入ってはおりません。

○筒井委員

承知しました。認識がかなり食い違っているのかなと感じましたけれども、もう一度そのあたり総合的に1年間ないし1年以上の分析でこの点もぜひ確認していただきたいと考えております。

やはり、駐輪場の需要というのが人口増に伴ってどんどん増えてきており、駐輪場を幾らつくってもかなりイタチごっこの状況になるような感じになってしまうかもしれないと私は考えておりますけれども、この点、駐輪場を増設するという対処も一つ考えられるのですけれども、今区が始めているシェアサイクルがせっかくありますので、この近辺にシェアサイクルのポートをつくって、そうしたシェアサイクルを利用していただくというような手法というか誘導方法はとれないかと思っております。この点区はいかがお考えでしょうか。

○今井土木管理課長

シェアサイクルにつきましては、委員ご指摘のとおり今京浜東北線の東側からということで設置しておりますけれども、なかなか駐輪場だけではなくシェアサイクルのポート自体も駅周辺に置くのが厳しい状況がございます。ただ、今後公園等の改修、または近隣の公有地等の確認を含めて、ぜひ駅周辺に置きたいと思っております。ただ、現時点で明確に置けるという状況ではございません。引き続き大森駅に限らず駅周辺のポート設置について取り組んでまいります。

○筒井委員

わかりました。なかなかちょっとこの問題は対応するにも時間がかかる、難しい問題かなと考えております。ぜひとも難しい問題ですけれども、いろいろ分析やシェアサイクル等ほかの代替手段とかあらゆる方法でこうした駐輪場の問題にぜひ取り組んでいただきたいと思いますと考えております。これは要望

で終わります。

○あくつ委員

済みません、ちょっと先ほど私の質問の仕方が悪くて、私自身がとんちんかんで申しわけなかった。本当に時間を使って申しわけないですが、もう一回確認させてください。

この資料を見ると、平成25年度に自転車の駐輪場の供用が開始されたのです、開設と書いてあって、ほかの資料を見ると平成26年の2月1日から駐輪場の供用開始、平成25年度ですけれども開始になっていて、そのときのいわゆる指定管理の事業者さんというのはどこで、これはどこで切りかわったのか。もう平成30年度で切りかわっているのかどうか。何でこういう質問をするかということ、契約のタイミングで、何か契約が変わる時点で変更等がきく可能性があるのではないかということでききお聞きしたのですけれども、大森駅水神口駐輪場はできたばかりですから別にそれは構わないのですが、この駐輪場をもう一回その考え方。それともう一つ、先ほど1年ぐらい考えたいというお話があったのですが、ほかの委員はもしかしたらもうわかっているかもしれないのですけれども、私がさっきちょっととんちんかんだったのですが、いわゆる完成してそれからまたしばらくたって平置きが完成したのが今年になってからということ、そこらいわゆる全体の整備が一応終わったからそこから1年間見たいと、こういうことでいいのかどうか、もう一回整理させてください。

○古郡交通安全担当課長

指定管理者については、平成24年から変わっておりませんので、NCD（日本コンピュータ・ダイナミクス）というところでやっておりますので、そこは変わっておりません。

〔「いつまでですか」と呼ぶ者あり〕

○古郡交通安全担当課長

失礼しました。平成33年度の末までです。平成34年の3月です。平成29年度から平成33年度まで5年間となっております。1年間という期間については、4月29日から開設をしております、それから1年間ということ考えております。

○安藤委員

済みません、先ほど質疑の中で陳情の要旨の2番目に関連して、「歩道上以外への適切な場所への次期増設計画」というところで、民地を含め云々という話があったのですが、そこら辺がよく聞き取れなかったというのもあるのですが、もう少し教えていただければと思います。

○古郡交通安全担当課長

大森駅周辺については、用地がないということで、民地も含めて今後探して行って検討していきたいということでございます。

○安藤委員

やはりこれは「歩道上以外への適切な場所へ」と書いているのです。私はそうだなと思ってまして、と言いますのは、この問題は一つはやはり区道とはいえ住宅の前に、住宅の住民の方々に何も知らせがなく突然工事が始まった、びっくりしたというところでもかなり大きな反発があるわけです。それは私は当然のことだと思ってまして、そういう区民の声を聞かずに進めてしまったというところのかけ違えというのが最初にあったという中で、やはり一定の、当時ある程度公園にも整備していて大体1,100台程度が水神口付近につくられるというのは説明会でも区から説明されているし、住民の陳情者の方々にもそういった説明があったのですが、いざ今回できましたということで1,200台を超すものになりましたが、やはりまだわからないということで、どんどん検討すら先延ばしにしていく

というのは私はあってはならないことなのかなと思うのです。ですから、少なくともこの4月で今年度の初めに完成したところからやはり期限を区切って検討して、それをこの心配されている陳情者の方々にはやはり区がどういう検討をしてどういう結果になったのかというのを、数値なども示して近隣の状況などもきちんとしたデータもそろえて少なくとも説明する必要があるのではないかと。それがいつになるかわからないというのでしたら本当にひどいなと思うのですけれども。

去年平成29年4月17日の段階で、この陳情者の方々の質問書に対する区からの回答の中でも、この1,100台、地下駐輪場も完成したと。「地上の既設駐輪場の改修も終わると来年には1,100台と想定しており、予測上は大森駅前住宅前165台分も収容できる計算となっております」と書いています。ここまで区が言っているわけですから、やはり当然それであるならば、一定の期間を区切って住宅前の駐輪場は再検討されるのではないかと思うのは私は当たり前だし、過去の経過から見ても当然区としては説明する責任もあるし、先延ばしにするのは許されないと思うのです。なので、私は陳情者のおっしゃるとおり、これからマンションが増えるからわからないというのではなくて、歩道上にまず住民の方々がここにつくってほしくないというところにつくっているところ、とりわけ余り使われていないところからは部分的に撤去していく、移設していくということも必要だと思っておりますが、そうでなくても品川区としてはやはり1年なら1年と期限を区切って具体的に、説明会なのかわかりませんが、こうした陳情者の方々にしっかりとした検討結果を示すのは当然だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○古郡交通安全担当課長

結論を先延ばしにしているわけではなくて、回答の中でも整備後の利用状況を勘案しながら十分検討していきますということです。やはり利用状況というのはある程度一定期間を見なければ簡単には分からないという状況もございます。直近では公園で最大の利用があった際、公園内の平置きは125.1%のときは住宅前が74%になっているという状況で、その後も日立大森ビル前も135%という収容し切れないような状況もありますので、やはりそういったものを判断しながら、1年ぐらいは利用状況を見てどれだけ収容できるのかというところで検討してまいりたいと考えております。

○安藤委員

先ほど紹介しましたように、設置の段階からいろいろやはり非常に区としても私はまずい点があったと思いますし、そういった経緯があるところなので、やはり検討するということですが、どのような検討をして、その検討結果をきちんと一定の期間を区切って住民の方に示すというのは、先ほどありました委員会資料のように、数値も出して、なおかつ私も伺いましたけれども、周辺の駐輪場の台数や利用率の状況ですとか、今課長が最後おっしゃったようなこともきちんとした資料として提供して、その検討結果を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。再度確認したいと思います。

○古郡交通安全担当課長

1年後ということで検討はしていきたいということで考えておりますので、その状況によってその場で判断をしていきたいとは考えております。

○松永副委員長

説明、ありがとうございます。私から1点だけなのですが、先ほどのご説明の中で利用状況、放置状況、安全面、今後についてそれぞれ先ほどの議論の中で理解いたしました。そこで、先ほども安藤委員からありましたけれども、近隣住民の方々に対しての周知、説明等というのは今まで行われてき

たのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○古郡交通安全担当課長

付近の住民の方に関しては、設置の段階ではある程度説明をしている、水神口に駐輪場を設置する段階では丁寧な説明を行っている状況でございます。整備をやりますよと住民の方々には説明をしているという状況があります。

○松永副委員長

ありがとうございます。ぜひそうした近隣住民と話し合いというか説明というのは今後についても大事なことになりますので、ぜひ情報共有をしっかりととっていただければと思います。以上です。

○たけうち委員長

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成30年陳情第9号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

陳情を継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもあわせてご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来から願います。

○大沢委員

本日、結論を出す。願意に沿いがたいということ。本日結論を出してください。不採択。

理由はいいですかちょっと。先ほど来の話の中にありますように、当該地は自転車駐輪が増加傾向にあるということ、それを受けて、区においても調査中であると。先ほど私もお話をさせていただいた利用状況も精査しているという。全ての状況においてまだ道半ばであるということから、この陳情の要旨については「部分的、段階的にでも開始をすること」、これも今精査中ですから、まだ時期尚早であるということです。それによって「策定、予算化」というのは物が決まってからの結論の話ですので、1の部分を受けて2についても理解するのは困難であると。以上の理由から不採択をお願いをしたいと思います。

○あくつ委員

結論を出すをお願いいたします。結論から言えば、不採択とさせていただきたいと思います。

理由を述べます。まず、陳情の要旨ですけれども、恐らく順番から言えばこれは陳情者の方も書かれているのですけれども、まず状況については早急に分析をしてくださいと。これは当然だと思います。その上で、先ほどからありますように、理由の中に書かれているとおり、マンションの建設が今あって増加傾向にある中で、今後どういうふうにしていくのかを検討する。結果はそれからだと思います。先ほど答弁をお伺いしますと、1年間ぐらい状況を見てこれから分析をされるということで、これは一定の期間は必要だと思います。ただ、これを1年と区切るのではなくて、なるべく早くぜひこれは分析をしていただいて、早ければ早いほどこれは結構かと思しますので、そして一定の結論を出していただいて、その上での1番の話になると思いますので、現段階ではこれは結論ありきの1番でありますので願意に沿いがたいということになります。私どももご本人の皆様からもしっかりお話を伺いましてその思いは受けとめたつもりでありますけれども、状況がこういう状況であるということも今説明を受けたので、なるべく早く結論を出していただければと思います。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択を主張します。

利用状況について分析を早急にとすることは当然のことでございますし、これまでの設置からの経過、住民との合意のあり方の問題もあります。あと、実際の利用状況も詳しく分析してみると、部分的、段階的という意味では北側のほうなどはやはり移設というのは可能だと思いますし、妥当だと思います。それと実際にこういった駐輪場施設が住宅前にあるということでやはり陳情者の方々も生活への支障を感じているということもありますので、これは採択をすべきものだと思います。

○松永副委員長

私たちの会派では、本日結論を出す。話し合いをした結果、不採択とさせていただきます。

理由といたしましては、放置状況では平成27年度より若干ではありますが増加傾向にあるという分析が出ております。こうした分析は現在も行われている中で、結果を出すというのはなかなか難しいものであると思ひまして、不採択とさせていただきますが、その中で、要望になるのですけれども、今後とも近隣住民と情報共有をしっかりとさせていただくようお願いいたします。

○西本委員

本日を結論を出していただきたいということで、不採択です。

理由とそれから意見ですけれども、先ほどの質問の中でも今後の動向をしっかりと見ていただきたいということです。私は近隣のマンションの建設とかを考えると少ない状況になってくるだろうと思っております。逆にここをなくしてしまうと、やはり放置自転車は増えてしまう。そのための危険性のほうが非常に危惧されるところがありますので、やはり区道だということ、区道の考え方。やはり区道というのは区民の皆様のものでありまして、そこを行政側としてどういう安全を確保しながら全体を見た対策をとっていくかという形になると思うのです。ですので、やはり陳情者の方々も含めご理解をいただくような努力をこれからもしていただきたいということと、動向に合わせて、状況に合わせた形での対処を全体的にもう少し見ていただきたいなと思っております。

○筒井委員

本日結論を出すで、不採択をお願いいたします。

理由は、先ほど述べましたとおり、交通の安全性の問題、美観の問題、そして利用状況が今後どうなるのかということ、そういったことの分析がまだありますし、1年ないし1年以上かかってしまうおそれがあると、そういう可能性が強いということにして、また陳情内容にある、計画策定、予算化というのは、その分析が済んでからでないといけないということなので、今回は不採択ということにさせていただきます。

ただ、この陳情者のお気持ちは重々理解するところもあります。やはり住宅前に駐輪場を置かれるというのは一般的に不快な思いをする方が多いかと思ひます。やはり区道に駐輪場はないほうがよいと考えます。駐輪場、自転車を置く場所は専用の駐輪場がよいと考えますので、なるべくそうした駐輪場が確保できたら移設を段階的に進めていっていただきたいと考えております。また、先ほど述べた分析を進めていただいて、なるべく早い分析結果を出していただき、この住民の方々に丁寧な説明と理解を持っていただくようなご努力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

○たけうち委員長

ありがとうございました。

それでは、陳情第9号については、本日結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、陳情第9号は本日結論を出すことに決定しました。

先ほどそれぞれの委員のご意見を伺いましたので、陳情第9号については挙手により採決を行います。平成30年陳情第9号、大森駅前住宅前駐輪場移設の具体的な検討についての陳情を採決いたします。お諮りいたします。本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○たけうち委員長

賛成者少数でございます。よって本件は不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

3 その他

○たけうち委員長

最後に、予定表の3、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、建設委員会にかかわる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃる場合は、その基礎となる一般質問の項目とそれに関する質問内容をこの場でお願いいたします。なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁いただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

6月29日の自民党の石田秀男議員の一般質問で、北品川の駅前交通広場のまちづくりの質問がありましたけれども、計画案の一部変更をということで質問がありました。区のご答弁が、景観と歩行者の安全に配慮して引き続き検討していくということでしたけれども、具体的にどのような配慮というのがなされるのか、どういうお考えなのかをぜひ聞かせていただきたいと思っております。

○たけうち委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、安藤委員から、今定例会の一般質問のうち、石田秀男議員の北品川駅前広場に関する質問の中で、配慮についてという、具体的な内容についてということで聞きたいということでございますので、明日の委員会で理事者の答弁をいただきたいと思っております。

ほかによろしいでしょうか。

では、いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について、終了いたします。

その他で何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○たけうち委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後2時41分閉会